

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 4 号

令和 8 年（2026年） 6 月12日（金）（第 4 日）

吹田市議会会議録 4 号

令和 8 年 5 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 8 年 6 月 12 日 午前 10 時開議

- 議案第 44 号 退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 45 号 吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 { 議案第 47 号 吹田市介護老人保健施設条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 60 号 吹田市介護老人保健施設の指定管理者の指定期間の変更について
- { 議案第 63 号 令和 8 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 号）
- 2 一般質問

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 32 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	8 番	後 藤 恭 平
9 番	中 西 勇 太	10 番	玉 井 美 樹 子
11 番	山 根 建 人	12 番	村 口 久 美 子
13 番	後 藤 久 美 子	14 番	川 田 尚
15 番	江 口 礼 四 郎	17 番	浜 川 剛
18 番	井 上 真 佐 美	20 番	竹 村 博 之
21 番	塩 見 み ゆ き	22 番	柿 原 真 生
23 番	清 水 亮 佑	24 番	今 西 洋 治
25 番	林 恭 広	26 番	澤 田 直 己
27 番	白 石 透	28 番	有 澤 由 真
29 番	矢 野 伸 一 郎	30 番	小 北 一 美
31 番	橋 本 潤	32 番	乾 詮
33 番	高 村 将 敏	34 番	井 口 直 美
35 番	泉 井 智 弘	36 番	藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 1 名

19 番 野 田 泰 弘

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	山 下 栄 治
総 務 部 長	井 田 一 雄	行 政 経 営 部 長	北 澤 直 子
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	岡 松 道 哉
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	今 峰 み ち の
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	梶 崎 浩 明
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	岡 田 貴 樹	理 事（公 共 施 設 整 備 担 当）	木 村 博 一
理事（地域整備担当）	野 口 裕 嗣	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	大 山 達 也	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	次 長	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	水 落 康 介	主 査	奥 野 太 一
書 記	古 河 輝	書 記	中 川 晃 希

○
(午前10時 開議)

○橋本 潤議長 ただいまから5月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は32名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者は1名であります。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○橋本 潤議長 日程1 議案第44号、議案第45号、議案第47号、議案第60号及び議案第63号並びに日程2 一般質問を一括議題とします。

なお、2番 梶川議員から資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので御報告いたします。

それでは、ただいまから質問を受けることにいたします。

通告順位により順次発言を願います。35番 泉井議員。

(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 自民党吹田・無所属の会の泉井でございます。早速質問をさせていただきます。

あいほうぶ吹田の死亡事故について。

5月21日に、さつき福祉会が運営しているあいほうぶ吹田で死亡事故が発生したという議会報告がありました。

この件に関しては、あいほうぶ吹田で医療的ケアの短期入所が中止しているという情報が入り、さきの2月定例会で確認をさせていただきましたが、事故が発生したが、調査中とのことで詳細については御答弁いただけませんでした。

あいほうぶ吹田で最も必要とされている医療的ケアが必要な方の短期入所が中止されてから1年以上がたちますが、現在の状況を説明してください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 短期入所のうち、医療従事者によるケアが必要な方を対象とした部分は中止してお

りますが、その他の事業は運営を続けております。これらの事業を安全に実施するため、事故発生以降、指定管理者において、個々の利用者の支援方法の見直しや、緊急時対応の研修等を再度、行っております。

指定管理者である社会福祉法人さつき福祉会が現在も警察から事実関係の確認を受けており、事故原因の詳細はいまだ判明していない状況です。

一方で、今月から、同法人が設置する第三者委員会においての検証を進めております。中止している短期入所の再開に当たりまして、まずはその委員会において事故原因の検証及び再発防止策の検討を進めてまいります。市は、その結果を踏まえて外部の専門家から意見をいただき、事業の在り方や再発防止策を検討する予定でございます。その上で、同事業の再開については判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 35番 泉井議員。

(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 事故原因の詳細は判明していないとのことですが、死因については報告されと思いますが、それを御答弁ください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 お亡くなりになられた方は、気管切開をされており、吸引等の医療的ケアを必要とされる重症心身障がいのある方でございます。

今回の事故は、短期入所を御利用中、排たんのための体位ドレナージを実施されているときに起きたものでございます。このドレナージ中にサチュレーションモニターの装着はしておりませんでした。ドレナージで排出されるかくたん等を受けるために設置していたティッシュペーパーが、この方の気管孔を閉塞していることを施設職員が発見し、救急搬送されたものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 35番 泉井議員。

(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 医療的ケアを経験した方が今の御答弁を聞いてどう思うでしょうか。何にしても、

さつき福祉会の管理責任は免れないと思いますが、1点、今回の事故について、さつき福祉会は指定管理者として何ら公表していないのはなぜですか。まさかとは思いますが、自らの責任を認めていないのでしょうか。御答弁ください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 市から市議会及びあいほうぶ吹田の利用者に御報告させていただいた後、法人からも利用者に事故についてお知らせをされたとお聞きしております。市と同様、詳細が判明していない現時点において、ホームページ等での公表は差し控えているところでございます。

法人としても、運営する事業の中で起きた重大な事故であるとの認識は確認しております。これまでの法人との協議の中で、現在、警察により事実関係を確認中であることから、法人としての明確な責任の判断は困難と判断されていると、市では認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 35番 泉井議員。

(35番泉井議員登壇)

○35番 泉井智弘議員 利用者さんには伝えたとのことですが、法人としての明確な責任の判断は困難と判断されたとのことですが、死因からしても、私は非常に残念な判断と感じました。被害者の遺族の方はこの判断を聞いてどう思うのでしょうか。

次の質問に行きます。

指定管理委託、土地の貸付け等の契約について質問させていただきます。

まず、指定管理や委託事業、土地の貸付けについて、健康医療部、児童部、福祉部に限定して質問をさせていただきます。

現在、吹田市では様々な分野において指定管理者制度や業務委託、土地の貸付けをしている事業があり、事業者選定においてはプロポーザル方式で決定していることがありますが、そこで提案、企画された事項が履行されていない場合に契約の解除ができる契約となっているのかお答えください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 まずは健康医療部より御

答弁申し上げます。

公募型プロポーザルにより契約等の相手方を選定した主な案件といたしまして、健康医療部においては、健都レールサイド公園及び健都ライブラリーの指定管理業務、国民健康保険システム及び後期高齢支援システムの再構築・標準化対応業務、健康すいた21の計画策定支援業務がございます。

プロポーザル時の提案内容も含め、契約時に仕様として定めた事項について不履行となった場合には、その範囲や程度等に応じて、対処を検討することになります。場合によっては、契約解除の判断もあり得るものであり、いずれの案件につきましても、各契約書等において不履行を理由として解除できる旨を定めてございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 次に、児童部から答弁申し上げます。

児童部における指定管理者制度、業務委託、土地の貸付けの契約におきまして、履行期間中のプロポーザル方式による事業者選定は11件でございます。

児童部でも同様に、事業者により提案され、契約時に仕様に盛り込んだ事項につきまして、履行義務が生じ、それが不履行となった場合は、業務の範囲や程度に応じて、契約解除の判断もあり得ることから、各契約において解除条項を定めているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 次に、福祉部よりお答えいたします。

福祉部では、現在、履行期間中の指定管理者制度、業務委託、土地の貸付け契約におきまして、プロポーザル方式による選定は51件でございます。

当方式で提案され、契約時に仕様に盛り込んだ事項につきましては、受託者側に履行義務が生じ、それが不履行となった場合は、業務の範囲や程度に応じて、契約解除の判断もあり得ることから、各契約において解除条項を定めているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 福祉部にお聞きします。約38年前に、恐らく障がい福祉施設のインフラ整備のために、市の所有地の無償貸付けを行った契約が約8年前に満期となりましたが、再度30年という長期の土地貸付契約の更新をした五つの障がい者施設があり、全ての施設で同じ法人が契約をしております。

一度契約期間が切れたにもかかわらず、新たに公募することなく随意契約したということは、その法人でしかできないことをされている、また、インフラ整備はいまだに必要ななど、それなりの理由が生じたことかと思いますが、その理由をお答えください。

理由があるにしても、38年前と現在では大きく条件が変わっているはずですし、それに伴い、新たな契約もそれなりの条項等も追記されていると思いますが、主な変更点をお答えください。

また、健康医療部と児童部で、現在、土地の貸付けで契約期間が満期を迎え、引き続き同事業が必要と判断された場合、福祉部のような自動更新とも言える契約更新を行うことはあるのでしょうか、お答えください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは福祉部よりお答えいたします。

障がい福祉分野において、市有地で運営する障がい福祉施設は七つあり、そのうち五つの施設に係る土地貸付けの契約を、平成30年（2018年）4月に契約更新しております。貸付けの開始時期は様々でございますが、いずれも平成28年（2016年）9月に土地の有償化が決定したことにより、平成30年（2018年）4月から有償化に伴う契約変更を行ったものでございます。

いずれの土地においても、建物は法人所有であり、更新の際、建物を処分させてまで事業を廃止または事業者を変更する必要性がなく、引き続き当該法人と随意契約をしたものと考えております。

その際の契約の変更点につきましては、有償貸付に変更したことに伴い、借地借家法第3条が適用され、契約期間を30年に変更するとともに、貸付料や

違約金などの項目を新たに追加しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 続きまして、健康医療部より御答弁申し上げます。

現在、健康医療部では、北大阪健康医療都市（健都）2街区高齢者向けウェルネス住宅の整備・運営事業及びアライアンス棟整備・運営事業の2事業におきまして、民間事業者に対し、土地の貸付けを行っております。

いずれも、30年以上の事業用定期借地権を設定しているもので、制度上、更新や延長は想定されておらず、契約上も、自動更新に係る規定は設けておりません。

仮に、期間満了後も貸付けを継続する必要があると判断した場合は、必要な調整・手続きを経た上で、新たな契約を交わすことになるとの認識でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 続きまして、児童部から答弁申し上げます。

児童部が所管する保育事業に係る土地の貸付けについては、一定期間の土地利用を保障するため、定期借地権設定契約を締結しており、借地借家法に基づく定期借地権でありますことから、契約期間の満了後、自動更新ができない規定とされております。

また、本市から保育事業を移管した民営化園についても、今後、順次有償で貸し付けることに伴い、定期借地権設定契約に切り替えていくことを検討しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 健康医療部と児童部においては自動更新はないとのことですが。

また、福祉部の答弁ですが、随意契約をした理由が理由になっていないと思いますが、随意契約のガイドラインのどの項目に該当して判断されたのでしょうか。また、契約内容についても、貸付料や違約

金の項目を追加しただけのようですが、30年前と同じ契約をすること自体が異常です。改めて過去の契約内容を確認しましたが、福祉部でも高齢者施設の土地貸付契約については協定書等を締結し、それに定める義務に違反した場合は契約の解除ができるとなっていますが、障がい福祉施設の契約書には記載されておりません。協定書等の締結すらしていないということでしょうか。プロポーザル方式で契約している指定管理、委託事業も含めて御答弁を求めます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 平成30年（2018年）4月に締結した土地の賃貸借契約に係る随意契約の根拠といたしましては、契約の相手方が建物の所有権を有しているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、不動産の借入れに係る契約で、その性質または目的が競争入札に適しないものであり、さらに本市随意契約ガイドラインにおける契約の相手方が特定されるときのうち、特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当すると判断したものと考えております。

障がい福祉に係る指定管理につきましては基本協定書の締結、同じく委託事業につきましては業務委託契約の締結及び仕様書の作成をしております。障がい福祉の土地の賃貸借契約につきましては、プロポーザル方式で選定した、社会福祉法人さつき福祉会が運営するみんなのきも含め、公有財産に関する契約のみで協定書の締結がございません。当該土地で実施する事業内容及び事業者責任を明確化する協定書の締結は必要であると認識しており、締結へ向け、法人と調整してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 今の御答弁、簡単に言うと、建物が法人が所有しているからという理由を上げられましたが、それもかなり苦しい言い訳にしか聞こえません。そもそも福祉部以外の土地契約は定期借地権を設定しているので、建物を法人が所有しているからという理由は通用しないです。なぜ福祉部だ

けが定期借地権を設定していない契約になっているのでしょうか。ましてや、同じ部内で高齢福祉室は協定の締結をしているにもかかわらず、障がい福祉室はプロポーザル方式であっても協定すら存在しないということです。

これはこれまでの癒着を疑う様々な問題から鑑みても、当時の最終決裁者である部長以下障がい福祉室の職員が意図的に行ったとしか思えないことじゃないでしょうか。当時、この土地関係を中心に担当していた職員は、私が様々な指摘を行った後、役所を退職されましたが、その後に、この貸付け法人、2法人あるんですけども、そのうちの一つに就職していました。議会の承認を得る必要がないことを手玉に取り、契約してから8年がたちますが、まだ22年残っております。こんな契約をこのまま認めてもよいのでしょうか。22年後にはこの議場にいるほとんどの方はいないと思いますし、全庁的に照らし合わせても、こんな瑕疵だらけの契約は何らかの対策をすぐにでも打たなければいけません。

先ほど、部長が協定を結ぶために法人と協議すると言っているんですけど、これまでの法人の対応を見てみると、まあ、受け入れないでしょうね。不誠実極まりないこれまでのいろんな出来事がありますけれども、まあ、厳しいと思います。

現在の障がい福祉室は、部長も含めて関係のない職員ばかりだと思いますので、本当に気の毒でしかありませんが、この様子だと、ほかにも問題が出てくるのではないかと怒りさえ覚えます。この議場にいる皆さんの中に、今回の質疑を聞いておかしいと思わない方がいらっしゃらないと私は信じたいのですが、市長も含めて、これ最終、部長が最終的にしたということは分かっていますので、市長、副市長は知らなかったと思うんですけども、こんなことになっていたんですよ。

議長、これ、議会としてもやはり何らかの対策を僕は取る必要があると思っています。また、後日相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問させていただきます。

ふるさと納税について。

ふるさと納税については、令和3年度（2021年度）の寄附金収入が約7億円、寄附金控除額、流出額ですが、約16億円でしたが、流出額については年々増加しているという状況にあり、私は当時、一つしかなかった本市の主要ポータルサイトの追加を提案させていただき、令和4年度に3サイト、新たに導入をしていただきました。導入後の寄附金収入と寄附金控除額の推移をお示しください。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは、都市魅力部より御答弁申し上げます。

本市では、寄附者の利便性向上及び都市魅力強化を目的に、令和4年（2022年）9月に三つのサイト、令和6年（2024年）12月に一つのサイトを追加し、現在は五つのポータルサイトで寄附を受け付けております。

寄附金額につきましては、令和4年度（2022年度）が約9億5,000万円、令和5年度（2023年度）が約14億5,000万円、令和6年度（2024年度）が約13億円、令和7年度（2025年度）が約17億8,000万円と推移しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 税務部長。

○中村大介税務部長 続きまして、税務部から御答弁申し上げます。

寄附金税額控除額につきましては、令和4年度（2022年度）が約20億5,000万円、令和5年度（2023年度）が約23億8,000万円、令和6年度（2024年度）が約26億6,000万円、令和7年度（2025年度）が約30億7,000万円の推移となっております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 直近の寄附控除額が約30億7,000万円ということで増加しているのですが、これ、ポータルサイトを増やさなかったら、寄附金収入との差はもっと広がっていたように思います。

ふるさと納税の目的からしても、本市においてはプラスにまでしなくてもいいと思いますが、できる

だけ流入と流出の差額を抑えていただけるよう、引き続き努力していただきますようお願いします。

次の質問、地方債の金利について質問させていただきます。

昨年の9月定例会の予算常任委員会で、地方債の金利が少し高いのではないかと指摘をさせていただきました。そのときの御答弁では、慣例的に借りる銀行が決まっていた、金利交渉をしていなかった印象を持ちました。

しかし、最終的には課題認識もしていただき、検討するとのことでしたが、その後、検討はされたか、お答えください。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 市債のうち銀行等引受債につきましては、これまで指定金融機関3行との相対交渉により利率を決定しておりました。

御指摘を受け、検討を行った結果、近年の金利上昇等の状況を踏まえ、令和8年（2026年）5月借入分からは、本市に支店を持つ19の金融機関に参加を呼びかけ、利率の競争により借入先を選定することといたしました。

以上でございます。

○橋本 潤議長 35番 泉井議員。

（35番泉井議員登壇）

○35番 泉井智弘議員 現在も約140億円と言っていましたかね。借入れがあるということで、今後も公共施設等の修繕費で借入れが必要になるでしょうから、しっかり交渉していただきますようお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○橋本 潤議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 自民党吹田・無所属の会の澤田直己です。個人質問を始めます。

まず、1点目が、吹田だんじり祭のさらなる発展に向けた補助制度の見直しについてお聞きいたします。

吹田市シティプロモーション促進補助金の創設経緯及び目的についてお示しください。また、直近3年の申請団体数、交付決定団体数及び採択団体のうち最も高い評価を受けた団体名をお示しください。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 吹田市シティプロモーション促進補助金につきましては、吹田まつりがすいたフェスタに移行したことを契機に、市内各地域のイベントを充実させ、市内の魅力向上及び本市への愛着と誇りの醸成を図ることを目的としております。

当該事業の申請団体数及び交付決定団体数につきましては、令和6年度（2024年度）は申請5団体に対し、交付3団体、令和7年度（2025年度）は申請6団体に対し、交付4団体、令和8年度（2026年度）は申請7団体に対し、交付4団体でございます。

最高評価となった団体は、各年度とも吹田だんじり祭実行委員会でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 3年連続最高評価の吹田だんじり祭は、本市の有形民俗文化財であるだんじりを次世代へ継承する取組であり、商店街の活性化や地域コミュニティの醸成、さらには本市のシティプロモーションにも大きく寄与してきました。本補助金制定の経緯等を踏まえれば、よほどのことでもない限り、吹田だんじり祭が採択されないことは考えにくい状況であると思います。

現行の補助金制度の中で、ほかの新規事業や若手のチャレンジ事業と競わせるのではなく、吹田だんじり祭については、言わば殿堂入りのような位置づけとして、別の補助制度へ移行をさせる時期に来ているのではないのでしょうか。すいたフェスタやガンバ大阪吹田後援会等の事例も参考にしながら、安定的な運営を支援するため、負担金方式や継続的な補助制度への移行を検討すべきと考えますが、市の見解をお伺いします。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 当該補助金につきましては、創設から6年目を迎えており、補助制度の在り方についての検討を進めているところでございます。

当該制度の見直しと併せ、各地域のにぎわいを創出するイベントの現状を踏まえた上で検討を行い、より一層、都市魅力の向上を図ってまいりたいと考

えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 よろしくお願ひします。

では、次の質問。JR吹田駅南立体駐車場跡地保育所整備における地域要望への対応について。

本件については、2月定例会の討論でも各会派から様々な指摘や提案がなされてきました。また、地域や商店街、有志の方々からも複数の要望書が提出されるとともに、4月と5月に意見交換会も計2回開催されております。

そこで、これまで議会や地域から示されてきた意見や要望が、今回の事業者公募や今後の計画にどのように反映されたのかという観点から質問をいたします。

交通渋滞及び緊急車両の通行確保について。

市はこれまでの意見交換会において、保護者による自動車送迎については原則抑制する方針を示しております。しかしながら、当該地周辺では現在でもスーパー利用者や納品業者による路上停車が見受けられ、時間帯によっては車両の通行に支障を来している状況です。

また、保育所開設後は、特に雨天時を中心に送迎車両が集中することが容易に想定され、園が注意喚起をしても、少し離れた錦通商店街等への路上駐車が想定されます。

現状においても阪急バスや消防車、救急車などの緊急車両の通行に支障が生じるケースがある中、保育所整備後はさらに交通環境の悪化が懸念され、事業者による警備員配置だけでは十分な対応は困難であると考えますが、市として交通渋滞の抑制及び緊急車両の通行確保に向け、具体的にどのような対策を講じるのかお示しください。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 当該用地の近隣道路については、商店街の来街者を含み、時間帯によっては交通量が多い場所です。ことから、保育事業者の取組により利用児童や保護者、また、保育事業関係者などによって周辺環境に影響を及ぼすことがないように、

必要な安全対策を講じることを求めています。

一方で、近隣道路の交通に係る課題は、保育事業者だけではなく、関係機関を含む行政及び地域共通の問題として取り組むことが必要でありますことから、商店街関係者等とも積極的に情報共有し、連携して当該用地周辺の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 30年の契約になりますので、まさにここがですね、非常に重要なポイントだと私は思っております。本当の意味での地域や商店街にとって迷惑施設にならないような十分な対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、代替駐車場機能の確保についてお聞きいたします。

市はこれまで、イオンを含め周辺に約500台分の駐車場が存在することから、代替機能は確保されているとの趣旨の答弁をされてきました。しかしながら、実際に当該駐車場は短時間利用や近場利用が多いため、代替となり得る駐車場は、商店街中心部に位置する駐車場に限られます。商店街有志の調査では、実質的な代替駐車場は周辺6か所約33台に加え、公安委員会認可の300円パーキング十数台、合計50台前後ではないかと言われている。

また、当該駐車場は20台分の駐車スペースがあり、平日の日中の多くの時間帯で8割以上の稼働率となっており、駐車場不足や違法駐車が懸念されます。

実効性のある代替駐車場として、要望のある公安認可の駐車場の増設や、その他代替駐車場を確保するための具体的な対策を進めるべきではないでしょうか。

また、現在、商店街有志の間で、将来の商店街再整備を見据えた準備会を立ち上げる動きがあると伺っております。今後、こうした準備会や協議体が立ち上がった場合、市として積極的に協力していく考えはあるのでしょうか。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 駐車場機能につきましては、

昨年来、当該跡地の活用に関して、駅周辺の各団体から様々な立場で御要望をいただいております。

こうした経過も踏まえ、現在、旭通商店街及びJR吹田駅周辺まちづくり協議会におきましては、駐車場機能の在り方を含めた検討が進められており、地域課題として認識されている違法駐輪対策などにつきましても、検討が進められております。

また、将来の商店街の在り方を含め、各団体から様々な御意見を伺っており、本市といたしましても、関係部署の参画やコンサルタントの派遣などを通じ、必要な検討を行ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 じゃあ、引き続きよろしくお願ひします。

続いての質問です。吹田市外郭団体の経営状況と今後の在り方について。

まずは、公益財団法人吹田市国際交流協会の経営状況についてお伺ひします。

基本財産については、債券の買換えにより、受け取り利息は大幅に増加している一方で、正味財産残高は2億円から約1億8,200万円減少しています。今回の債券運用見直しの内容とその効果をどのように評価しているのか。基本財産の回復及び財務の改善について、市及び協会はどのような見通しを持っているのかお示してください。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 令和7年度（2025年度）の債券の買換えにつきましては、昨今の急激な金利上昇に伴い、より有利な債券への買換えが必要であると判断されたものとお聞きしております。これにより、利息収入は年間約230万円の増額を見込んでおり、今後の活動資金の確保に一定の効果があるものと認識しております。

また、基本財産の減少につきましては、満期保有目的有価証券の満期到来前の買換えに伴う債券の保有目的の変更により、買換え後の債券の評価額が簿価から時価となったことによるものでございます。

なお、当該債券の満期到来時には基本財産の回復

を見込んでおります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 続いて、吹田市健康づくり推進事業団の経営状況について伺いいたします。

事業団の予算を見ると、毎年、一般正味財産の取崩しを前提とした赤字予算が編成されていますが、このような予算編成を市として正常な状態であると認識しているのか、見解をお伺いいたします。

また、一般正味財産は近年、毎年約300万円ずつ減少しており、令和8年度予算においても約300万円の減少が見込まれております。この結果、一般正味財産残高は約1,700万円となる見込みであり、現在のペースが続けば、数年後には一般正味財産が枯渇することになります。一般正味財産が枯渇すれば、将来的には出捐金を原資とする指定正味財産に依存せざるを得なくなる可能性があり、基本財産が減少すれば、その運用益である受け取り利息も減少することで、財務状況が一層悪化する負のスパイラルに陥ることも危惧されます。

そこでお伺いしますが、市及び事業団は現在の財務状況をどのように認識しているのか。また、収支改善や一般正味財産の維持・回復に向けてどのような対策を講じているのか。今後の財務見通しについてもお示しください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 同事業団では、各地域における健康づくり関連イベント等に企業や研究機関、大学等をおつなぎするなど、多様な主体との連携の輪を広げております。

昨年度には、健康づくりカフェと題し、ヘルスケア企業等との連携の下、健康啓発の講座と合わせ、測定会や体験会等を実施し、市民が気軽に参加できる場を設けるといった新たな企画にも取り組んでおります。

毎年、企画内容のブラッシュアップや、新たな連携機関の確保に取り組まれているところであり、まずは、こうした既存事業の見直しや充実等を引き続き求めながら、住民主体の健康づくり活動を一層後押しできる効果的な仕組みにつきましても研究を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 市は大きな課題と認識しながら、黒字化のめどは立っていないとの答弁でした。

現在の事業団の収入の大半は市からの委託料であり、その多くが人件費に充てられていると認識しております。

一方で、市民の健康づくり事業は、必ずしも事業団が自ら全て実施しなければならないものではありません。市内にはスポーツ団体、健康増進団体、NPO、地域団体など、多様な担い手が存在します。このまま事業団が赤字を積み重ねながら事業を抱え続けるのではなく、本来担うべき事業を整理・重点化し、健都の理念に沿った健康増進事業やイベントを実施する団体等への支援や補助制度の創設を通じて、市民主体の健康づくり活動を後押しする仕組みに転換していくべきではないでしょうか。市の見解をお聞きします。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 同事業団では、各地域における健康づくり関連イベント等に企業や研究機関、大学等をおつなぎするなど、多様な主体との連携の輪を広げております。

昨年度には、健康づくりカフェと題し、ヘルスケア企業等との連携の下、健康啓発の講座と合わせ、測定会や体験会等を実施し、市民が気軽に参加できる場を設けるといった新たな企画にも取り組んでおります。

毎年、企画内容のブラッシュアップや、新たな連携機関の確保に取り組まれているところであり、まずは、こうした既存事業の見直しや充実等を引き続き求めながら、住民主体の健康づくり活動を一層後押しできる効果的な仕組みにつきましても研究を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 続いて、千里リサイクルプラザについて伺いいたします。

令和7年度決算では、投資有価証券の評価損約9,500万円、売却損約590万円が計上され、指定正味財産は前年度から約1億円減少しております。

一方で、受け取り利息は増加しているものの、その増加額は評価損等と比較すると僅かです。今回の債券借換えや運用について、市及び財団はどのように評価しているのか。ほかの外郭団体と比較してもリサイクルプラザは巨額の出捐金・基本財産を保有していることから、その資産運用についてのリスク管理は重要です。

今後、どのような運用方針で臨むのか、市やリサイクルプラザの見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 昨年度の国債の入れ替えによる運用につきまして、公益財団法人千里リサイクルプラザからは、公益法人会計基準に基づき、国債の時価評価額を計上しており、決算上は一時的に売却損が発生するものの、保有している国債の額面に増減がないため、出捐金を減らしているのではなく、より高く安定した収益を確保するための合理的な資産の入替えであると伺っております。

本市といたしましても、効果的な運用であると評価しております。

また、今後、資産の運用方針につきましては、当該法人が定める定款及び資金運用規則に基づき、社会経済状況を注視するとともに専門家の意見も参考に、資金の最適な運用に向け、安定的な運用を確保しつつ、リスクを考慮した方法により運用すると伺っております。

本市といたしましても、外郭団体のあり方に関する指針に基づき、財産の管理運用は、最も確実かつ有利な方法でなされるよう、必要な助言等を行ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 26番 澤田議員。

(26番澤田議員登壇)

○26番 澤田直己議員 最後に、老健、吹田市介護老人保健施設事業団について伺います。

昨年の9月定例会で、運営費負担金9,000万円の支出に際し、人件費等の経費削減、役員報酬や退職

金の見直し、財務状況の改善、今後の在り方検討等を求める附帯決議を賛成多数で可決しました。

そこでまず伺います。市民負担を最小化する観点から、これらの見直しについて、昨年の9月定例会以降どこまで踏み込んだのか。実施した取組や、経費削減、効果等についてお示ください。

また、2億円の公費負担について、その積算根拠を具体的にお示ください。

加えて、民間譲渡、指定管理者変更、事業規模縮小、事業清算など様々な選択肢の中で、今回の手法を選択した理由をお答えください。

さらに、議案書に示されている事業譲渡に係る公募条件で、市として、民間事業者から応募が見込めると判断した根拠は何かお聞かせください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 昨年度の9月定例会以降、吹田市介護老人保健施設事業団では、利用率向上のために居宅支援事業所及び市内医療機関への情報共有や連携体制を強化したほか、さらなる経費削減についても検討を進めていると聞いております。

また、吹田市介護老人保健施設事業団への運営費負担金の内訳といたしましては、当該事業団の解散に伴う退職手当の不足分として1億6,000万円、施設運営に対する収支不足分として4,000万円となっております。

次に、吹田市介護老人保健施設の在り方につきましては、大規模改修や継続的な収支不足の補填に多額の経費が見込まれることから、公の施設としては廃止することとした上で、入所者の継続利用や今後の介護保険施設への需要に対応するために事業譲渡を選択したものでございます。

事業譲渡成立の可能性につきましては、当該施設及び当該事業団の在り方を検討するに当たり、文書による公募参加への意向調査を実施したほか、参加の意向を示した法人に対し複数回のヒアリングを行った結果、現時点で複数の法人からの前向きな意向を確認しているものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 26番 澤田議員。

(26番澤田議員登壇)

○26番 澤田直己議員 今回、予算決算報告されていますけども、老健の予算だけ見ると、出捐金が2億円存在しているっていうね、本来ないはずのお金が存在している、それで予算計画を立てる、これをずっと続けているということなんで、もう報告する意味があるのかといった予算になっています。まあね、今さらという話もありますけども、こういったことを報告されても、ほとんどね、見る価値がないような報告になっていますので、その辺は、今後、ほかの外郭団体もありますので、その辺はしっかりと改善するなりしていただきたいと思います。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額分の使途についてお聞きいたします。

内閣府地方創生推進室からの事務連絡には、今回の交付金について、中東情勢の不透明感による経済活動や暮らしの影響についても触れられています。

現在、市内の塗装業、防水業、内装業、設備業、自動車板金業などを営む一人親方や小規模事業者は、塗料、シンナー、接着剤、防水材などのナフサ由来製品の価格高騰や供給不安の影響を直接受けています。しかしながら、こうした事業者は価格転嫁が難しく、経営への影響が大きい状況にあります。

市として、こうした一人親方や小規模事業者への影響をどのように認識しているのか。既存事業への上乘せと比べると少し時間はかかりますが、エネルギー価格高騰だけでなく、原材料価格高騰の影響をもろに受けている小規模事業者等に絞った支援策を検討する考えはないのか、市の見解を伺います。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 中東情勢が小規模事業者に与える影響は全国的な課題であり、本市商工業振興対策協議会におきましても、経済団体などから懸念する意見を共有いただいております。

現在、国では物価高騰を踏まえた価格転嫁対策を強化し、吹田商工会議所に中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口を設置し、対応しているところでございます。

本市といたしましても、引き続き国及び府の動向を注視しつつ、必要な情報の周知を図りながら、各種支援制度の活用促進を通じて事業者支援に努めて

まいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 26番 澤田議員。

(26番澤田議員登壇)

○26番 澤田直己議員 通告後にね、確認したところ、今回の増額分は物価高騰対策として令和8年の事業の財源に充当されるということですので、この件についてはこれ以上は質問はいたしません。

ただ、中東情勢の先行きは依然として不透明で、状況によっては国が第2次補正予算を編成し、昨年度同様の大規模な臨時交付金が措置される可能性も十分にあります。市には、今からアンテナを高く張って、どのような支援が真に必要なのかを整理、検討し、追加の交付金が措置された際には、迅速かつ効果的に対応できるよう、準備を進めていただくことを要望して、この質問を終わります。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 公明党の矢野伸一郎でございます。発言通告書に従い、順次質問をしてみたいです。

初めに、物価高騰対策についてお伺いします。

中東情勢の緊迫も背景に、食料品や光熱費をはじめとする物価の高騰が止まりません。スーパーの店頭でこれほど値上がりしたのかと驚かれる市民の声は、まちのあちこちで聞かれます。とりわけ低所得世帯、子育て世帯、年金で暮らす高齢者にとって、日々の家計が受ける打撃は深刻であり、自治体には継続的かつ実効性のある支援が強く求められております。

そこで、まず、現在実施しておりますプレミアム付デジタル商品券についてお伺いします。6月19日より追加募集も予定されておりますが、事業の遂行に当たり、様々な問題も指摘されております。そうした問題への認識と、これら指摘に対して、どのように対応したのか、お聞かせください。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 プレミアム付デジタル商品券事業実施に当たりましては、購入手続等に関する様々な御意見やお問合せをいただき、市民の皆様に

御不便、御迷惑をおかけしましたことにつきましては重く受け止めております。

特に、一部の当选通知メールの未着事案につきましては、受託事業者の送信設定の見直しや周知強化を行うとともに、購入に至らなかった一次販売当選者には優先的に購入いただけるよう対応してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 今後、同様の施策を講じる場合には、事業者等への支払うイニシャルコストを可能な限り抑える努力が欠かせません。本市はこれまで類似の事業を実施してまいりましたが、今回の事業と比較した経費の増減について、お聞かせください。

また、近隣他市でも同様の事業が行われております。他市との連携を図るなど、事業実施に係るイニシャルコスト軽減策など、御所見をお聞かせください。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 プレミアム付デジタル商品券事業につきましては、これまで同規模、同手法による類似事業はなく、比較は困難であります。今回の事業実施に当たりましては、最も経費の圧縮が図れる手法を採用しております。

また、他市連携による事業実施につきましては、コスト軽減の可能性はあるものの、プレミアム部分や事務経費の負担方法などの課題もございますことから、より効率的な事業手法につきまして研究してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 国の補助施策には限りがあり、そのみで市民の暮らしを守り抜くことはできません。物価高騰は当面続くことが見込まれ、単発の商品券配付にとどまらぬ、継続的な支援策の検討が必要です。

本事業の成果と課題を正面から受け止めた上で、

今後の本市独自の施策について、お聞かせください。

例えば、市が推進する各種事業に協力・参画してくださる市民に対してポイントを付与し、1ポイント1円として市内店舗で使用できる仕組みが構築できれば、市民、市内事業者、市の三者でそれぞれに利益が生まれるものと考えますが、いかがでしょうか。

また、6月3日、総務省からの事務連絡のあった物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の1,000億円増額について、本市への見込額と使途をどのように考えているのか、お聞かせください。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは都市魅力部より御答弁申し上げます。

物価高騰対策につきましては、全国的な課題でありますことから、まずは国、府において制度的かつ継続的に対応していくべきものと考えております。その上で、地域経済への影響や国、府の動向を注視しながら必要な対応を検討してまいります。

なお、御提案のポイント事業につきましては、一定の効果が期待される一方で、制度構築や運用に多額の経費を要することや、継続的な事業実施が前提となることから、慎重な検討が必要であると認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 続きまして、行政経営部より御答弁申し上げます。

増額された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、6月5日付の事務連絡において、1億618万7,000円の交付限度額が示されております。

使途につきましては、今年度当初予算に計上いたしました中学校給食費の保護者負担軽減に約1.7億円の一般財源を投じていることから、その財源とする予定でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 次に、産後ケア事業について

てお伺いします。

少子化対策を進める上で、子供を産んだ後も安心して子育てできる環境づくりは、重要な基盤の一つと考えます。産後うつや育児不安が深刻化する中、産後ケア事業の果たす役割は、かつてなく重要です。令和元年の母子保健法改正により、令和3年度から産後ケア事業は市区町村の努力義務とされ、本市にも一層の充実が求められております。

本市における産後ケア事業について、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型の種別ごとに、過去3年間の利用件数と、各年度の需要に対する供給の充足率を、具体的な数値でお示ください。

あわせて、費用、施設アクセス、情報認知、申請手続の各面から、利用が進まない要因があれば、お答えください。

○橋本 潤議長 子育て支援センター担当理事。

○岡田貴樹理事（子育て支援センター担当） 産後ケア事業の種別ごとの過去3年間の種別ごと延べ利用日数につきましては、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）の順に、宿泊型は801日、1,255日、1,454日、デイサービス型は、433日、603日、1,051日、令和7年度から開始いたしましたアウトリーチ型は、516日となっております。

各年度の需要に対する充足率は算出しておりますが、特定の施設に申込みが重なる場合など、マッチングが整わないケースが一部あるものの、おおむね、申請された方は利用につながっている状況でございます。

本事業につきましては、年々、利用者数が増加しておりますことから、一定、周知も進み、利用が拡大しているものと認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 市民が利用できる施設の多くは、生後4か月未満の乳児の受入れにとどまり、生後1年未満の乳児に対応できる市内施設は2施設のみとされております。後追いや人見知りなど発達の特徴が顕著となり、母親の育児負担がむしろ増す乳児期後期にこそ、適切な支援が求められるにもか

かわらず、受入先が限られている現状は、子育て世代にとって大きな不安材料でもあります。

さらに、4か月以降の子を受け入れるには助産師、看護師に加え心理士や保育士など多職種の配置が不可欠であるにもかかわらず、現行の委託料では賄えず、経営的に持続可能とは言い難いとの切実な訴えがあります。

本市の宿泊型、デイサービス型、それぞれの委託料・利用者負担額を、豊中市、高槻市の近隣中核市と比較した場合、本市の水準はいかなる位置づけにあるのか、具体的な数値でお示ください。

その比較を踏まえ、保育士加算の導入をはじめとする委託料、助成水準の拡充に向けた御見解をお伺いします。

○橋本 潤議長 子育て支援センター担当理事。

○岡田貴樹理事（子育て支援センター担当） 本市、豊中市及び高槻市の産後ケア事業の委託料等につきましては、課税世帯を例に申し上げますと、宿泊型の委託料は、本市が5万2,000円、豊中市が5万2,000円、高槻市が5万8,140円で、利用者負担額は、本市が4,000円、豊中市が3,000円、高槻市が3,500円となっております。

また、デイサービス型での委託料につきましては、本市が1万7,000円、豊中市が2万3,300円、高槻市が1万8,530円で、利用者負担額は、本市が1,500円、豊中市が1,000円、高槻市が1,500円となっております。

委託料などにつきましては、大阪府や府内市町村の状況を把握の上、参考として検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 今年度から市のホームページに記載がされている、原則母子同室について、現場からは強い懸念が寄せられております。

ある事業者のアンケートでは、母子同室を前提とするならば、今後利用したいとは思わないと回答した方が7割を超え、利用目的を尋ねた調査でも、その9割以上が休息を挙げております。夜間の頻回授乳で睡眠を確保できぬ母親にとって、子と離れて休

める環境こそが産後ケアに求める核心と考えます。母子同室を原則とする運用が、必要とする方の利用を遠ざけ、事業そのものを縮小させるおそれはないのか、御見識をお伺いします。利用者の状態に応じて母子分離を柔軟に選択できる運用とすべきと考えますが、施設数の拡充、予約困難の解消、情報提供の充実とあわせ、産後ケア事業の中・長期的なビジョンと具体的な改善策、実施時期を、明確にお示しください。

○橋本 潤議長 子育て支援センター担当理事。

○岡田貴樹理事（子育て支援センター担当） 産後ケア事業につきましては、助産師がいる安心した環境で、心身のケアや育児指導などを行い、母親の身体的な回復や母子の愛着形成などにつなげる趣旨の下、国のガイドラインに沿って、母子同室を原則として、実施しております。

今後とも、本事業の趣旨を踏まえ、妊産婦への面談やホームページなどで分かりやすく丁寧に案内、周知し、ケアを必要とするより多くの方が利用できる取組となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 公共契約についてお伺いします。

近年、急激な物価高騰と人件費の上昇が続いております。国の公共工事においては、インフレスライド条項が整備され、労務費や資材価格の上昇に応じて請負代金額を見直す仕組みが設けられております。本市においても、工事請負契約については同様の制度が運用され、受注事業者の経営環境に配慮した対応が図られているものと承知しております。

しかしながら、市が締結する契約には、工事請負契約のほかにも、指定管理者制度に基づく施設運営や各種業務委託契約など、人件費の占める割合が高いものが数多く存在します。

これらは最低賃金の引上げや人件費高騰の影響を直接に受けるにもかかわらず、契約期間中に価格見直しや増額協議の仕組みが、必ずしも十分に整備されていないのではないかとのお声を現場から伺って

おります。そこで、順次お尋ねしてまいります。

まず、現状の制度を確認させていただきます。本市が締結する契約のうち、工事請負契約以外で物価高騰や人件費の上昇を理由として、契約金額の見直しが可能な契約類型にはどのようなものがあるのか、お示しください。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 まずは、総務部から御答弁申し上げます。

工事請負契約以外の本市が締結する業務委託等に用いるために、契約事務のマニュアルに掲載している業務委託契約書のひな形においては、現在、人件費の上昇や物価の高騰を理由とし、契約変更を可能とする特定の条項はございません。

しかし、同ひな形では、契約書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める旨の条項がございますことから、契約金額の見直しが可能でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 次に、行政経営部から御答弁申し上げます。

指定管理者制度におきましては、著しい物価変動を理由とした各施設の指定管理料の見直しが制度上可能でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 制度の有無にとどまらず、その実効性を確認いたします。過去3年間において、工事請負契約以外の契約で、人件費や物価の高騰を理由として契約金額または指定管理料を増額した事例は、何件あるのか、お示しください。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 まずは、総務部から御答弁申し上げます。

工事請負契約以外の業務委託契約につきましては、契約事務や予算執行を担当室課で行っていることから、人件費の上昇や物価の高騰を理由とした契約変更に係る事案につきましては、契約検査室では詳細

を把握しておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 次に、行政経営部から御答弁申し上げます。

指定管理者制度につきましては、過去3年間のうち、急激な光熱費の高騰を受けた臨時的な対応といったしまして、令和5年度（2023年度）に一定の水準を超える上昇が見込まれた5施設で指定管理料を増額しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 ここからは、本市の姿勢そのものについて伺います。

工事請負契約にはインフレスライド条項がある一方で、業務委託契約や指定管理料について十分な見直し制度がないとすれば、同じく市と契約を結ぶ事業者の間で不均衡が生じ、公平性の観点から看過し得ない課題があると考えます。

委託料のほとんどが人件費の場合、過年度において最低賃金を下回る可能性があります。しかし、市は、これを知ることがないため、業者にだけ負担をさせることになってしまいますが、このような契約でいいのでしょうか。受託事業者から契約見直しの申入れがあった場合には、誠実に協議に応じる場を設置すべきと考えます。副市長にお伺いします。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 まずは、総務部から御答弁申し上げます。

これまでも、委託業務の発注に当たり、需給の状況、原材料及び人件費相当額の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づく適切な予定価格を設定すること、また、特に、複数年にわたる業務委託の契約については、人件費の上昇や物価の高騰など、契約締結時に事業者が見込むことが困難な事象が生じる場合もあることから、事業者と協議の上、契約金額の変更も含め、適切に対応するよう、契約検査室から各室課に通知を行っております。

今後につきましても、改めて各室課において締結

している契約内容を精査し、必要に応じ、労務費を含めた物価上昇を踏まえた価格転嫁も含めて対応するよう、庁内周知を図ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 次に、行政経営部から御答弁申し上げます。

各施設の指定管理料につきましては、将来の経費の上昇等を加味した積算を基本としておりますが、想定を上回る著しい物価変動が生じた際は、市と指定管理者で協議することができる旨を基本協定において定めております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 ただいま担当部長から答弁させていただきましたとおり、人件費の上昇や物価の高騰によって負担が大きい事業者から申出があった場合には、誠実に対応するよう、引き続き関係部局に指示してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 最後に、今後の制度設計について伺います。

人件費の上昇が今後も続くと思込まれる中、指定管理者や受託事業者が安定的に公共サービスを提供できるよう、適正な価格転嫁と契約変更のルール整備を進めることは、本市にとって喫緊の課題であります。

既に大阪府においては、昨年、委託役務契約を対象として、賃金等の変動に係る変更協議手順を策定するとともに、委託役務契約書にインフレスライド条項を導入する運用マニュアルを整備し、協議の請求方法、手順、契約金額の変更等について定めて運用を開始しております。工事請負契約に限られていた価格変動への対応を、人件費の比重が高い委託役務契約へと広げた先進的な取組であります。

また、国においても、公共工事設計労務単価の継続的な引上げに加え、維持管理業務をはじめとする委託分野においても、労務費の変動を適切に反映し、

受注者からの協議の申出に丁寧に対応するよう求める動きが進められております。

このように、国及び府の動向に鑑み、本市においても、工事請負契約外の公共契約について、賃金等の変動に係る協議、変更ルールを、速やかに整備すべきと考えますが、副市長の御見解をお伺いします。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 まずは、総務部から御答弁申し上げます。

これまで、建設工事におきましては、賃金水準または物価水準の変動により、当初契約額が著しく不適当となった場合に契約額の変更請求ができる制度、いわゆるインフレスライド制度により、価格変動に対応してまいりましたが、業務委託に関しましては、業務内容が様々であり、明確な積算基準がないことから、現時点では、同制度の導入には至っておりません。

昨今、業務委託においても、最低賃金の上昇などを鑑み、特に人件費比率の高い、複数年にわたる業務委託にスライド制度を導入する自治体があることは把握しており、人件費の上昇を踏まえた統一的な運用基準の策定の必要性は総務部としても認識しておりますことから、現在、制度導入に当たっての課題を整理し、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 次に、行政経営部から御答弁申し上げます。

指定管理者制度におきましても同様に、現在、人件費等上昇対策として、スライド制度の導入に向けて検討を行っております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 ただいま担当部長から答弁させていただきましたとおり、人件費の上昇や物価の高騰に対応する制度の構築については、喫緊の課題と認識しておりますので、制度導入に向けて、引き続き、取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 次に、市立吹田市民病院についてお伺いします。

市立吹田市民病院は、市民の生命と健康を守る地域の中核病院であります。平成26年に市が約33億円を全額出資して地方独立行政法人となり、12年が経過をいたしました。本年2月、この市民病院を対象とした令和7年度包括外部監査の結果が公表され、結果15件、意見42件という多岐にわたる課題が明らかになりました。

ここで改めて確認しておきたいのは、市民病院が別の法人になったからといって、市の責任が軽くなるわけではないということであります。市長が病院の目標を定め、毎年多額の税金を運営費負担金として支出し、その成果を評価する。市民病院がきちんと地域医療を担えるかどうか、設立団体である吹田市が、その責務をどう果たすかにかかっております。

そこで、今回明らかになった課題を踏まえ、市が果たすべき責務について、順次お尋ねしてまいります。

初めにお伺いします。今回、結果15件、意見42件という多くの課題が示されました。市は設立団体として、これら課題に正面から向き合い、いつまでに、どのように改善を進め、その結果を市民に公表していくのか。市としての決意と、具体的な道筋をお示してください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 昨年度の包括外部監査における市立吹田市民病院に関する御指摘につきまして、現在、法人と連携しながら整理を進め、順次、改善に向けて取り組んでいるところでございます。

包括外部監査に対する措置状況の公表といたしましては、毎年度、関係部局の調整の下、全庁分の集約を経て監査委員に報告したものが、市公式サイトで公開されております。直近では、本年6月1日時点での措置状況につきまして、10月頃には公開の予定となっております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 市は毎年、運営費負担金として多額の税金を市民病院に支払っております。これは、救急や小児医療など、採算が取れなくても地域に欠かせない医療を支えるためのものであります。ところが、この負担金を幾ら支払うかという計算の基準を、市は独立行政法人化以降、10年間にわたり、見直しがされないまま現在に至っている。その結果、市民病院が実際に政策医療に使っている費用と、市が支払う金額との間にずれが生じ、必要な医療に十分な手当てができていないおそれがあります。

市は、この計算の基準を、いつ、どのように見直すのか。設立団体としての責任ある対応をお願いします。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 本市一般会計から支出している市立吹田市民病院の運営費負担金につきましては、政策医療に係る経費負担の現状等を踏まえ、積算基準の見直しを行いました。

従来は、主に国が示す地方財政計画に定められた単価をベースとしておりましたが、今年度分からは、実績ベースに一定の負担割合を乗じて積算する手法と変えたものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 運営費負担金は市民の税金であります。それだけに、何に幾ら支払ったのか、その根拠が誰の目にも分かる形で残されなければいけません。今回、項目ごとの金額の積み上げ方法や、支払いの根拠を示す文書が十分に整っていないことが明らかになりました。

市は、税金の使い道の根拠を、市民に対してどのように明確にしていくのか、お聞かせください

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 運営費負担金につきましては、独法化の際に、地方公営企業会計における繰出基準の考え方に準じて、項目や積算基準について考え方を整理しております。以来、毎年度、その考え方に沿って積算を行い、査定を経て予算措置してまいりました。

昨年度末には、包括外部監査における御指摘も踏まえて交付要領を制定し、項目ごとの交付対象経費や算定基準等を改めて明文化いたしております。

実績額の集計方法につきましても、法人と共に整理を進めておりまして、必要に応じ交付要領の改正を行う予定でございます。

今後とも、透明性・妥当性の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 そもそも市民病院を独立行政法人にしたのは、経営の効率化によって、市民の負担を抑えつつ、より質の高い医療を提供することにあつたと認識しています。あれから12年。市は、この狙いがどこまで実現できたのか、きちんと検証してきたのでしょうか。評価の上では、計画どおり進んでいるとされる一方で、病院の財政は厳しく、建物や設備の老朽化も進んでおります。独立行政法人にする前と後で、収支や市の負担はどう変わったのか。市として正直に検証し、その結果を今後の運営に生かすべきと考えますが、市のお考えと、検証の進め方をお伺いします。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 病院の地方独立行政法人化につきましては、理事長の権限の下で人事面、財務面において迅速で柔軟な対応が可能となり、自主的かつ効率的な運営が行える、というメリットがあり、持続可能で質の高い医療サービスの提供が期待されます。

市立吹田市民病院におきましても、その期待に応えるべく、前述のメリットを生かした運営がなされているものと認識いたしております。

全国的に病院の経営状況は厳しさを増しており、背景として、人口動態やコロナ禍後の医療需要の動向、コスト上昇などがございます。市立吹田市民病院の独法化後12年間を振り返る場合、さらに移転建て替えという大きな要素もございます。

こうしたことから、独法化だけに着眼した経営状況の検証には難しい面もございますが、ほかの公立

病院との比較や、直営時と現状の比較など、可能な手法や時期について、法人と共に検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 吹田市には、隣の国立循環器病研究センターをはじめ、大きな病院が幾つもあります。そうした中で、市が市民病院をわざわざ持ち続ける意味は、民間ではなかなか担えない医療、とりわけ救急や小児医療を確実に市民へ届けることにあります。今回、救急や小児医療について、どれだけ受け入れられているのか、なぜ受け入れられない場合があるのかをよく分析した上で、体制を整えていく必要があることが分かりました。市は、市民が安心して頼れる救急・小児医療を将来にわたって守るため、財政の面でも、体制の面でも、市民病院をどう支えていくのかお伺いします。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 救急・小児医療等の政策医療は、効率的な病院運営を行ってもなお、採算性の確保が極めて困難な構造的課題を抱えております。

市といたしましては、今後とも、医療情勢や社会環境の変化を的確に捉え、運営費負担金を含めた支援の在り方について検討を重ねていく必要があるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 市民病院が健都へ移転してから7年半がたちますが、片山町の旧病院跡地は、今も売却が進んでおりません。これまでに、土地の価値を大きく見直す処理も行われてきております。市は、この跡地を今後どうするのか、売却の見直しはどうなっているのか、そして、その経過を市民にどう説明していくのか、お示しください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 旧病院跡地の売却につきましては、東西道路の拡幅整備に伴う交通安全性の確保などを含めた公募に関する諸条件について、関

係部局と継続して調整をしている状況でございます。

これらの調整が完了次第、公募が開始されるものと認識しておりますが、引き続き早期の売却が実現できるよう、法人と連携してまいります。

売却に向けた取組の状況につきましては、法人のホームページにて周知をされており、適宜情報を更新する予定と聞いております。

また、進捗に係る確実な情報が得られましたら、議員の皆様にも御報告をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 最後に、市民への説明責任についてお伺いします。

市民の代表である議会が、市民病院の状況を正しく把握し、建設的な議論を行うためには、病院の職員が議会の場で直接説明に応じることが欠かせません。市民病院に関わる説明責任を、市と病院がそろって果たしていく仕組みについて、市のお考えをお伺いします。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 地方独立行政法人職員の市議会の本会議や委員会への出席に関しましては、市としてお答えする立場にはございません。

本年2月定例会におきましては、包括外部監査の結果が公表されたことや、第4期中期計画の策定に当たり議案を提出していたこともあり、法人として市議会からの参考人招致に応じるとの判断をし、常任委員会出席に至ったものと認識いたしております。

引き続き、法人、市の双方の公式サイト等を通じた様々な情報提供も含め、法人と適切に連携し、市民に対する説明責任を果たしてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 市民病院は、市民にとって、いざというときに頼れる、なくてはならない存在であります。今回明らかになった課題を、ただ並べて終わらせるのではなく、設立団体である吹田市が一

一つ一つ責任を持って応えていくこと、それこそが、市民の安心につながると確信しております。市の真摯な対応を強く求め、次の質問に参ります。

次に、道路陥没事故について伺います。

道路が突然崩れ落ちる陥没事故が、全国各地で相次いでおります。老朽化した地下管路の破損が主因であり、市民の生命、財産に直結する深刻な問題です。高度成長期に整備されたインフラが一斉に老朽化を迎えつつある今、事後対応ではなく、予防的な点検と対策が不可欠です。

国土交通省が実施した道路陥没に関する全国調査では、管路の口径が2.0m以上を対象としております。しかし、先日、摂津市で発生した陥没事故は、口径1.5mの管路でありました。この事実は、国の調査基準では同様の事故を見逃すおそれがあることを示しています。国の基準に従っていたでは済まされぬ事態が起きてからでは遅いのであります。口径2.0m未満の管路が調査対象外とされた根拠と、その基準の妥当性について、市の認識をお伺いします。より小径の管路も調査対象に加えるよう、国に強く働きかけるとともに、本市独自に調査範囲を拡大し、先手を打った安全対策を講じるべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 令和7年（2025年）1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ設置された、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会の第一次提言では、全国特別重点調査の対象は、大規模陥没につながる要素と、事故時の影響度の観点から、大口径で古い基準の構造の管路を基本とし、内径2m以上かつ、1994年度以前に設置・改築された管路と示されました。

緊急的に短期間で実施しなければならない調査であったことを踏まえ、管路内から直接、ひび割れや空洞を調査し、潜行目視調査や打音調査等の作業の効率性を考慮して定められたものと認識しております。

本市では、内径2m未満の管路も含め、吹田市下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、平成30年度から、布設後20年以上の管路を対象に計画的

な点検を実施しております。

また、点検結果に基づき、詳細調査が必要な管路につきまちは潜行目視やテレビカメラを用いて管路内の状況を把握しており、不具合が確認された場合には、応急措置を行った上で、計画的に修繕や改築・更新を進めているところでございます。

引き続き、予防保全型の維持管理を進め、道路陥没の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

（29番矢野議員登壇）

○29番 矢野伸一郎議員 道路陥没が発生した場合の市民への損害賠償の基準と対応フローはどうなっているのか、お示ください。

また、これまでの市が賠償責任を負った事例について、件数、対応内容、賠償額の概要をお聞かせください。事前の予防保全と事後の被害者対応の両面から、市民が安全・安心に通行できる道路環境を守るための総合的な取組方針をお聞かせください。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 まずは土木部から御答弁申し上げます。

本市が管理する道路の陥没により事故が発生した場合の損害賠償につきましては、地下埋設物等、陥没の原因となった施設の管理者がおののに対応を行うことになります。本市が独自に損害賠償に係る基準等を定めているものではございませんが、施設の管理に瑕疵等が認められる場合には、おののの管理者が加入する賠償責任保険会社へ確認の上、被害者との協議により、過失割合に応じた損害賠償金額を決定していくこととなります。

なお、過去10年において、道路施設に起因する陥没事故により土木部が損害賠償責任を負った事例はございません。

また、道路環境を守るための取組といたしまして、職員の目視による道路安全パトロールと併せて、幅員約4.5m以上の道路を対象に、路面下空洞調査を実施し、異常の早期発見に努めております。

加えまして、道路法施行規則において、道路占用者が占用物件の巡視・点検及び修繕その他の当該占

用物件の適切な維持管理を行うことと併せて、令和8年4月1日からは道路占用許可の更新時に施設の安全性を確認した旨の報告を行うことが義務づけられております。

土木部といたしましては、下水道部及び水道部とも連携を図り、道路施設の適切な維持管理と予防保全に努め、市民の皆様の安全・安心かつ円滑な通行の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 次に、下水道部から御答弁申し上げます。

過去10年間の下水道施設が起因となる道路陥没において、市が賠償責任を負った事例は4件でございます。

概要につきましては、陥没箇所にタイヤが落ち込んだ車両の修理が3件、陥没箇所で転倒した歩行者の治療が1件で、賠償額の合計としましては、259万1,941円でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 水道部からも御答弁申し上げます。

過去10年間で、水道管の漏水が原因となって道路陥没が発生し、賠償を行った事例は3件ございました。

概要といたしましては、いずれも道路の陥没部分に車両のタイヤが落ち込んだもので、車両の修理に要した費用など、その賠償額は、合計271万4,305円となっております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 公明党の浜川 剛です。発言通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まずは、今定例会に議案としても提案されてお

ます吹田市介護老人保健施設の今後の在り方、並びに本市の高齢者福祉施策の根幹に関わる課題について、数点にわたり質問いたします。

2040年問題が叫ばれる中、本市においても高齢化の波は確実に、そして急速に押し寄せております。高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築、深化は市政における最重要課題の一つであり、その中核的役割を担う介護施設の存在意義はますます重要性を増しております。

そのような社会背景の中、本市は高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画である第9期吹田健やか年輪プランを策定し、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりを目指して各種福祉施策を推進されておられます。とりわけ介護老人保健施設、いわゆる老健は、医療ケアやリハビリテーションを提供し、利用者の在宅復帰を支援する極めて重要な中間施設としての機能を担っています。

そこで、まず伺います。本プランに基づいたときの、現在の市内における介護老人保健施設の整備状況はどのようになっているのでしょうか。計画に対して十分な整備が進んでいるのか、進捗状況をお示してください。

また、あわせて、現在の稼働率についても伺います。幾ら施設が整備されていても、必要とする市民が適切なタイミングで利用できなければ意味がありません。

稼働率についてお示しいただく際には、もし入所待ち、いわゆる待機者が発生している状況があるのであれば、その待機人数や平均的な待機期間、待機中の高齢者や御家族を取り巻く状況など、詳細な実態を把握されている範囲でお示してください。

現状の施設に対する需要と供給のバランスを、本市としてどのように分析、評価されているのか、御答弁を求めます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 本市における介護老人保健施設の整備状況につきましては、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3か年の計画である第9期吹田健やか年輪プランにおいて、吹田市介護

老人保健施設も含めて、適正な介護サービス提供量となっております。

吹田市介護老人保健施設の令和7年度（2025年度）の利用率は73.4%となっておりますが、市内介護老人保健施設の平均利用率は9割程度となっております。

また、市内介護老人保健施設への入所待ちが常時発生しているような状況ではございません。今後の計画策定におきましては、高齢化の状況や給付費の伸び等を踏まえ、最適な施設の整備量を見込んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 次に、本市立の介護老人保健施設についてお伺いします。

このたび、当該施設の設置条例を廃止し、今後の運営の在り方を大きく転換しようとする議案が提出されております。当該施設の経営状況が非常に厳しい状況に陥っているとのことで、昨年の定例会におきましても多額の市費を急遽投入し、何とか運営の継続につなげたことは、我々議員にとっても、また市民にとっても記憶に新しいところであります。公的資金を投入してまで守らなければならない重要な福祉インフラであると認識する一方で、これ以上の赤字補填を続けることは、市民の理解を得られないという厳しい財政的現実も理解しております。

とはいえ、こうした深刻な経営難は、ある日突然予期せず起こったものではないはずです。長年の間に徐々に経営指標が悪化し、何らかの予兆があったものと推測いたします。

そこで伺います。この経営難の状況は、具体的にいつ頃から始まり、どのような要因が重なってここまで悪化してしまったと分析されているのでしょうか。また、その間、指定管理者等の運営主体による経営改善に向けた取組はどのように行われてきたのか。そして、何より、施設を設置し、最終的な責任を持つ立場である本市として、経営状況の悪化をどの段階でどのように把握し、指導や支援、具体的な改善策の実行にどのように関与し取り組んできたの

か、そのこれまでの経緯と市の責任の所在について明確にお示しください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 吹田市介護老人保健施設事業団の経営状況につきましては、吹田市介護老人保健施設の利用率の低下を主な要因として、平成28年度（2016年度）以降、単年度収支の赤字が続いております。

当該事業団では、平成26年（2014年）からの給与ベースアップ停止、令和4年度（2022年度）からの期末・勤勉手当支給率の引下げ等による人件費の抑制ほか、利用率向上のため、近隣医療機関への情報共有や各種介護報酬加算の取得による収入確保などに取り組んでまいりました。

しかしながら、市内の民間介護老人保健施設の増加や市立吹田市民病院の移転などを背景に利用率は低下を続け、指定管理者制度に移行した平成18年度（2006年度）には96.8%あった利用率が、昨年度は73.4%までに低下しております。加えて、コロナ禍以降の急激な物価高騰や感染症の蔓延といった社会情勢の変化もあり、当該事業団を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

本市といたしましても、当該事業団から定期的に報告を受ける中で、こうした厳しい経営状況を把握し、市が行うモニタリング調査や第三者モニタリング調査などにおいて、適宜、収支改善の必要性について指摘をしてきたところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 長らく続いた経営難という現状を打開する策として、今回、運営主体を変更し、いわゆる民間への移譲によって経営の改善を図ろうとされておられます。

確かに、民間法人の持つ経営ノウハウ、柔軟な人員配置、効率的な運営手法などを導入することで、コスト削減やサービス向上が見込めるケースは他市の事例でも見受けられます。

しかしながら、単に民間に経営を移譲するだけで、これまで抱えていた経営難が魔法のように大きく好

転するのでしょうか。公立施設として担ってきた困難なケースの受入れや、利益度外視のセーフティネットとしての役割を持たせつつ、独立採算で経営を成り立たせることは容易ではありません。本市としても、移譲先の民間法人がどのような経営戦略や強みをもって黒字化、安定経営を達成できると考えているのか。また、本施設がこれまで抱えていた構造的な問題が、民間移譲によって具体的にどのように解決されると認識しておられるのか、客観的な根拠に基づいた御所見をお伺いします。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 厚生労働省の調査によりますと、令和6年度（2024年度）の介護老人保健施設の開設主体は、医療法人が75.5%、社会福祉法人が16.1%となっております。

これらの法人の多くは、グループ内に複数の医療機関や介護保健施設等を有しており、グループ内で入院や転所が生じた場合でも、グループ全体として収益を確保できるなど、経営面において一定の強みがあるものと考えております。

一方、吹田市介護老人保健施設事業団は、吹田市介護老人保健施設の運営を単独で行っていることから、利用者の入退所による影響を受けやすく、他の多くの介護老人保健施設を運営している法人と比較して厳しい経営環境にあるものと認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 さらに重要な問題として、運営主体が変わることで、現在施設を利用されている方々や御家族、そして、現場の最前線で支援を支えている職員の皆様を取り巻く環境が大きく変わってしまうことへの強い危惧があります。

利用者にとっての環境とは、単なる施設というハード面にとどまりません。日々、直接接し、心を通わせている介護職員や看護職員、リハビリ専門職といったソフト面の環境こそが、安心感の源泉であります。運営法人が変わることで職員の離職を招き、これまで築き上げられてきた信頼関係が崩れ、結果として、提供される介護サービスの質が低下してし

まう危険性を強く危惧いたします。

また、職員の皆様にとっても、新しい経営陣の下でこれまでと同じ職場で働き続けられるのか、労働条件や処遇が不利益に変更されないかという不安は計り知れません。現場の不安や士気の低下は、自身の行う業務へのモチベーションに直結し、介護サービスの質に大きく影響を及ぼします。

これらの切実な懸念点に関して、市はどのようにお考えでしょうか。移譲に当たって、利用者の生活の質の維持、及び現在の職員の雇用継続や処遇の担保について、どのように事業者に求め、確約させていくのか。不安解消に向けた本市の具体的な取組と御見解をお伺いします。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 事業譲渡に当たりましては、利用者へのサービスが途切れることなく継続されるよう、利用者の円滑な引継ぎに加え、継続雇用を希望する事業団職員全員の採用を譲渡条件とする方針でございます。

また、事業譲渡後の職員の処遇につきましては、あくまで譲渡先法人との雇用契約に基づくものとなりますが、本市といたしましても、適正な労働条件が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 最後に、本市の福祉政策全体のビジョンについて伺います。

冒頭で、第9期吹田健やか年輪プランに基づく現在の整備状況等を確認させていただきました。高齢者が地域で安心して暮らせる仕組みづくりは、基礎自治体の最大の責務の一つです。しかしながら、今回の計画、すなわち市の介護老人保健施設を民間へ移譲するという判断が、市民の目には市が高齢者福祉の責任から手を引こうとしているのではないかと映っております。実際の、私の元にもそうした強い危惧を抱く市民からの声が多く届いております。

今回の民間移譲が、決して福祉の後退ではなく、将来にわたって持続可能な福祉サービスを提供するための前向きな再構築であると市民に理解していただくためには、市としての確固たる理念と今後の道筋を示す必要があります。この福祉が後退するのではないかという市民の切実な懸念に対し、市としてどのように応え、今後の本市の高齢者福祉をどのように守り抜いていくお覚悟なのか、明確な御見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 吹田市介護老人保健施設が、介護保険制度開始に先立ち開設され、先駆的な存在として本市の高齢者福祉の推進に大きく寄与してきたことは認識しております。

一方で、開設時から当該施設を取り巻く状況は大きく変化しており、このたび、事業譲渡に向けた取組を進めるものでございますが、介護保険制度の下で必要なサービス提供量の確保や高齢者福祉施策の充実に努めることは、今後も本市の重要な責務であるものと認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 懸念点を数点お聞きしました。

これ以上は委員会での質疑に委ねたいと思います。

○橋本 潤議長 質問の途中でありますが、議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時34分 休憩)

○
(午後1時 再開)

○橋本 潤議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けることにいたします。17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 続きまして、持続可能な廃棄物処理についてお聞きいたします。

吹田市のごみ処理を最前線で支える破砕選別処理工場は、市民の生活環境を清潔に維持し、公衆衛生を守る上で、一日たりとも稼働を止めることのでき

ない極めて重要な都市インフラであります。私たちが日々当たり前のように享受している清潔な暮らしは、粉じんが舞い、騒音や悪臭が伴う苛酷な環境の中で、本市の環境衛生のために黙々と汗を流してくださっている現場の従事者の皆様の存在があってこそ成り立っています。まずは、現場で働く全ての皆様に対し、心からの敬意と深い感謝を申し上げます。

この破砕選別処理工場の必要性や労働環境の課題については、昨年の個人質問でも取り上げさせていただきましたが、本日は、この施設の業務を担う長期継続契約の在り方について、現場の待遇改善と持続可能な施設運営という観点から、さらに踏み込んでお聞きいたします。

第1に、長期継続契約期間の延長についてです。

現在、当施設における長期継続契約の期間は3年と設定されておりますが、私はこれを5年へと変更、延長すべきであると、昨年も強く訴えました。改めて申し上げますが、ごみの破砕、選別という業務は、決して誰にでもすぐにできる単純作業ではありません。近年、全国の処理施設で火災事故の原因となり、本市でも深刻な課題となっているリチウムイオン電池などの危険物。これらがごみの山に紛れ込んでいるのを瞬時に見抜くには、鋭い観察眼が必要です。

また、大型機械を安全かつ効率的に操作するための緻密な連携プレーなど、現場に求められる要求水準は年々高まっています。

現場の技術というものは一朝一夕に開花するものではなく、苛酷な日々の業務の中で直感を磨き、泥臭く経験を積み重ねることで初めて結実するものです。

しかしながら、3年という短い指定期間では、事業者が多大な時間とコストをかけて人材を育成し、ようやく現場に高度なノウハウやチームワークが蓄積されてきたとしても、すぐに次期更新時期を迎えてしまいます。これでは、事業者が中・長期的な視点に立った設備投資や人材育成をちゅうちょしてしまうのも無理はありません。何より、現場で働く方々やその御家族にとって、3年後には自分の雇用がどうなるか分からないという状態は、極めて深刻な不安をもたらします。現場が培ってきた貴重な経

験や卓越したチームワークを、本市の環境行政に継続して活かしていくためには、労働者が明日への不安なく、安心して長く働き、技術を次世代へ継承できる環境を整えることが不可欠です。

昨年、市からは期間延長について検討する旨の答弁をいただいております。契約期間も残り1年程度となり、次期契約に向けた庁内での検討が本格化しているはずですが、現在の具体的な検討状況、そして、5年への延長に対する市の見解を明確にお示ください。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 当工場において、委託業者とは継続して業務内容や業務継続等について、情報共有、意見交換を行っているところでございます。

契約期間につきましては、委託業者からは様々な御要望をいただいておりますが、長期継続契約に関するガイドラインのほか、これまでの業務の履行実績や、事故時の対応など業務の継続性、安定性を基に判断してまいります。

当工場は継続的な業務推進が求められていることから、今後とも委託業者とは様々な場面を通して意思疎通を図ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 次に、次期事業者決定の在り方について指摘させていただきます。

前回の事業者選定時、本市は入札の参加対象を拡大し、吹田市外に本社機能を持つ事業者にも門戸を広げました。地元で小回りが利き、本市の地域特性を熟知している事業者だけでなく、あえて広域の遠隔地事業者を入札対象とした理由は何だったのでしょうか。

台風などの自然災害時における緊急対応や、地域コミュニティとの密な連携を考えたとき、遠隔地の事業者で本当に迅速かつ柔軟な対応が担保できるのかという強い懸念があります。まずは、この対象拡大に踏み切った理由を明確にお示ください。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 当工場の選別業務の業者選定に

つきましては、平成25年度（2013年度）から、順次指名競争入札を実施しており、業務の特殊性から、これまで指名業者は、3から5者で、ほぼ固定の状態でございました。

令和5年度（2023年度）の包括外部監査では、入札における競争性を確保するための方策を検討すべきなどの御指摘を踏まえ、事業者へのヒアリングを行い、業務遂行が可能であることが判明したため、指名業者を増やしたものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 仮に、今回の対象拡大が、単純な価格競争によって少しでも安い業者を探すことを目的としているならば、その方針は改めるべきです。価格偏重の選定は、過度な低価格受注や労働環境の悪化を招き、結果として事業の根幹を揺るがす事態になりかねません。価格のみならず、実績や経験をしっかりと加味し、本市にとって真に有益な事業者を選定すべきと考えます。御見解を伺います。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 指名競争入札では、当該業務を確実に履行するため、適切な入札参加条件を設定し、業者指名をしております。

今後とも当該業務の継続性、安定性を確保するため、適宜、入札参加条件を見直し、指名業者の確保に努め、適切に業者選定を行ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

（17番浜川議員登壇）

○17番 浜川 剛議員 何点かお聞きしましたが、事業者が安心して事業実施、継続できる環境が、市民が安心できる廃棄物処理の環境継続だと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、避難所の環境改善に関してお聞きいたします。

これまで私は、災害時の避難所におけるプライバシー対策の拡充や衛生管理の徹底など、被災された方々の尊厳を守るための環境整備の重要性を再三にわたり訴えてまいりました。今回もその観点にのっ

とり、数点質問させていただきます。

まず、議案第63号の地域防災総合訓練における、避難所宿泊体験訓練について伺います。

本市ではこれまで、自主防災組織や協定締結機関と連携し、実働型訓練や体験型ブースを組み合わせた市民参加型の訓練を実施し、避難所の基本的なイメージを周知してこられました。しかし、実際の避難所は一時的な退避空間ではなく、被災者が一定期間共同生活を送る応急的な居住空間です。内閣府の指針等においても、発災直後からスフィア基準に基づく環境整備を行うことが推奨されております。

今回の訓練は、実際の避難生活に近い環境を再現するとのことですが、具体的なタイムスケジュールや実施期間について、従来の体験型ブースのみの訓練からどのように実践的な変化を持たせているのかお示してください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 本訓練につきましては、本年11月14日午前から翌15日午前中までの1泊2日での実施を予定しております。

具体的なスケジュールとしましては、1日目の午前中に発災直後を想定し、避難所の開設から受入れ、避難所運営本部の立ち上げまでを実施いたします。

午後からは、避難所のレイアウトの展開や備蓄品の確認、炊き出し、就寝など、発災から一定期間が経過した段階を想定した対応を体験する構成としております。

また、従来の訓練との大きな違いとしましては、本市で初めてとなる断水を想定し、携帯トイレを使用するなど、実際に避難所で一晩生活することにより、避難所運営上の課題や避難生活が身体に与える影響を把握する点が挙げられます。

なお、本訓練の実施に当たりましては、国立健康・栄養研究所や、千里救命救急センターと連携し、健康チェックを含めた安全管理体制を確保した上で実施する計画としております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 また、居住空間としての避難

所では、時間の経過とともに、夜間環境や衛生管理、物資管理など多様な課題が顕在化します。

今回の訓練では、参加者の健康状態や栄養状態の変化を観察、記録し、客観的に把握するとのことですが、この検証結果を本市の避難所運営マニュアルの改定や、地域で実施できる訓練モデルへどのように反映させ、具体的にどのような効果を期待しているのでしょうか。御見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 宿泊体験訓練におきましては、避難所生活での睡眠やトイレなどの生活環境が、参加者の体調やストレスにどのような影響を与えるのかを把握するとともに、地域で事前に決めている役割分担やレイアウトを実際に運用し、その有効性や課題を検証する予定としております。

その結果を踏まえ、適切な避難所レイアウトの在り方や、衛生環境を確保するためのトイレ環境の整備などについて検討を進めるとともに、本市避難所運営マニュアル作成指針の見直しにも反映してまいりたいと考えております。

また、本訓練をモデルケースに、今後、各地域に広がることで、避難所運営マニュアルの充実や、実災害時における円滑な避難所運営などにつながるものと期待をしております。

市といたしましても、各地域での取組を継続的に支援し、避難所運営体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 これ以上の詳細につきましては、委員会でお聞きしたいと思います。

次に、本庁舎に試行導入された循環型トイレについて伺います。

大規模災害で下水道が被害を受けた場合、広範囲でトイレの使用が制限されます。本市では備蓄計画に基づく簡易・携帯トイレの整備を進めていますが、使い慣れていないため使用に失敗し、衛生上の課題が生じることが懸念されています。

この問題の解決策として、汚水の完全自己処理と洗浄水への循環利用が可能で、施設の耐災害性を飛

躍的に高める循環型トイレが考えられます。本庁舎中層棟1階の多目的トイレに整備されておられますが、全国的にも導入事例が少ない中での先進的な試みであり、令和8年1月に稼働を開始したと承知しております。

稼働から約半年が経過した現在、処理ユニットの状況や維持管理の面も含め、これまでの効果検証の結果と現状の評価についてお聞かせください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 本庁舎に設置しております循環型トイレにつきましては、本年1月から3月までの仮運用期間中に利用状況や維持管理における検証を実施いたしました。

その結果、配管や処理装置、臭いに異常はなく、水質につきましても、適正な基準を満たしております。

検証期間後も定期的に点検を実施し、循環システムが正常に機能していることを確認できていることから、設置した循環型トイレは、一般的なトイレと同様に利用できるものと評価しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 最後に、この循環型トイレの指定避難所への展開について強く要望を交えてお聞きいたします。

能登半島地震の際、輪島市へ応援派遣された本市職員の痛切な記録によれば、被災地の庁舎内で強烈な異臭が発生したとのことでした。断水で手が洗えない状況下、使い慣れない排せつ用のビニール袋、いわゆる携帯トイレの使用に失敗して手が汚れ、やむを得ずトイレの壁で手を拭いてしまったことによる壁への便の付着が、その悪臭の原因であったと推察されています。

さらに恐ろしいのは、劣悪なトイレ環境や異臭により、被災者が無意識のうちに水分補給を控えてしまうことです。これは脱水症状やエコノミークラス症候群といった深刻な二次健康被害に直結します。これは決して個人のモラルの問題などではなく、極限状態におけるインフラの欠如が招いた構造的な衛

生崩壊です。発災直後から使い慣れた水洗トイレの環境を確保することは、単なる利便性の問題ではなく、被災者の命と尊厳を維持するために極めて重要です。

災害対応の拠点となる庁舎での業務継続にトイレ環境の保持が優先されるのは当然ですが、一般の市民が多数身を寄せる指定避難所においても、全く同様の、あるいは人口密度を考えれば、それ以上の苛酷な事態が容易に想定されます。

断水時でも自己完結で水洗トイレとして機能する循環型トイレは、まさにこうした被災地での悲惨な状況を未然に防ぐ切り札になります。本庁舎での実証結果を踏まえ、今後は本市の指定避難所に対しても、循環型トイレを計画的に整備していくべきと考えます。副市長の御見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 まずは担当から御答弁いたします。

災害時における避難所は単なる被災者の居場所ではなく、生命の安全と一定の生活環境の確保を目的とする場所でもあり、近年の大規模災害でも改めて課題となりました災害関連死のリスク減少のために、市としてさらなる環境改善に取り組むことが必要と考えております。

とりわけトイレ環境の悪化は、臭いの問題もさることながら、感染症の発生など、災害関連死のリスクとなり得ることから、その環境整備は重要と認識しております。

今回の循環型トイレに関する検証結果を踏まえ、指定避難所への段階的な整備に向けた検討を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 ただいまの担当部からの答弁のとおり、指定避難所の環境整備の一環として、循環型トイレの整備が必要と考えており、指定避難所を所管する教育委員会等との調整を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 17番 浜川議員。

(17番浜川議員登壇)

○17番 浜川 剛議員 本市の防災行政能力は、全国的に見てもトップクラスと認識しております。だからこそ、ファーストペンギンの気概で突き進んでいただくことを要望いたしまして、以上で質問を終わります。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。
(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 立憲民主党の西岡友和です。
今日は吹一小学校の6年生の子供たちが傍聴に来られているということなので、傍聴席の皆さんにも分かりやすいような表現で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、発言通告のとおり質問させていただきます。

私の元に、桃山台・竹見台地区の住民の皆様から、近隣センターや市民ホールの再整備はどうなっているのかという声が多く寄せられております。これまでも本会議や、また、委員会の場におきましても、私を含む多くの議員が本件に関する質問をさせていただきました。本日は、この事業を一日も早く進める、そういった観点から、順次質問をさせていただきます。

まず、初めに、この再整備は、市の最上位計画である第4次総合計画基本計画の大綱6都市形成に位置づけられた最重要事業と認識をしております。上位の都市計画マスタープラン、千里ニュータウン再生指針との関係も含め、市の認識をお答えください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 竹見台・桃山台近隣センターの再整備につきましては、第4次総合基本計画大綱6都市形成に関する重点取組2023として位置づけられています。

また、近隣センターは都市計画マスタープランにおいて、快適で利便性の高い近隣サービスの核となるよう誘導を図ることとしており、千里ニュータウン再生指針2018では、多様な機能を充実させ、今後も地域のサービス拠点として重要な役割を果たしていくことが必要とされています。

これらのことから、当該近隣センターの再整備は、千里ニュータウンの活性化につながるものと認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。
(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 桃山台・竹見台地区の市街地再開発事業について、現在の到達点を確認します。
2016年に再開発研究会が結成されてから10年が経過しました。現在の検討段階と、次の節目である都市計画決定の見込みについて、市が把握する現状をお答えください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 当該近隣センターの再整備につきましては、民間施行の市街地再開発事業の実現に向け、現在、再開発準備組合が主体となり、未同意権利者の対応を含め、合意形成を図りながら、事業化に向けた検討を進めております。

また、都市計画決定の時期につきましては現時点では未定となっております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。
(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 市は、単なる地権者の一人ではなく、住民の生活動線と公共空間を預かる立場にあります。であれば、準備組合の議論を外から見るとではなく、再整備に主体的に関与する責任があるのではないのでしょうか。市の認識を求めます。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本事業は、民間施行の市街地再開発事業であることから、準備組合が主体となり進めていくものでありますが、課題解決に向けた協議や未同意権利者への対応等について、本市も関与し、支援を行っているところです。

一方で、再整備に向けた検討開始からおおむね10年が経過しており、当該近隣センターの再整備が、千里ニュータウンの活性化につながるものであることから、本市としても、これまで以上に積極的に関与するとともに支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。
(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 結成から10年、住民から見れ

ば、動いているはずなのに形が見えない状態が続いています。市は、都市計画決定に至っていない要因をどう分析していますか。とりわけ合意形成上のボトルネックはどこにあるのかお答えください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本事業の都市計画決定に向けての大きな課題としては、未同意権利者の対応のほか、事業の計画案作成とその案に対する合意形成があると認識しています。

その要因の一つに、昨今の市街地再開発事業を取り巻く環境を鑑みると、工事費高騰の影響を受けている可能性があるものと推察しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 ただいまの御答弁のとおり、この背景には昨今の物価高、建設費の高騰があると仄聞しております。建設費が膨らむ中で、事業全体の採算と各権利者が取得する床の配分の双方に厳しさが増し、権利者が納得できる合意形成が難しくなっている。市は、物価高、そして、建設費高騰がこの事業の権利変換と事業採算に与えている影響をどのように把握しておりますでしょうか。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 一般的に、事業費の多くは工事費が占めており、工事費の増大は、事業採算性とともに権利変換の割合とも密接に関わっていることから、昨今の工事費高騰が地権者の合意形成に与える影響は大きいものと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 権利者の努力だけでは乗り越えられないこの外的要因によって、極めて公益性の高い再整備事業が停滞しています。市民の暮らしに直結し、市自らが公共空間を所有するこの事業を停滞させたまま放置してよいはずがありません。市は、この局面でこそ行政として支えるべきではないでしょうか。御所見をお伺いします。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 当該近隣センターの再整備は、千里ニュータウンの活性化につながるものであることから、本市としても、これまで以上に積極的に関与するとともに支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 積極的に関与するとの御答弁であります。そこで踏み込んでお尋ねをします。市は、当初の想定の子組みや予算規模にとどまらず、物価高騰に対応して予算を上積みしてでも、権利者の合意形成と早期の工事の着工を後押しすべきではないでしょうか。公共施設の整備に係る市の負担、合意形成を促す支援、そして、調査・計画への予算措置を当初の想定から強化する考えはあるのか、市の見解を求めます。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本事業を推進するためには、まずは準備組合が抱える事業上の様々な課題を共有し、その課題を分析した上で、工事費の縮減等をはじめとする対応策を準備組合と共にしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 令和6年7月、本市で開催された第4回政策調整会議の資料では、市が要望する公益施設の床面積が従前資産の等価交換の範囲を超える場合には、不足分の予算措置の検討が必要になると明記されています。財政面において積極的に支援を進める覚悟があるのかお伺いします。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本事業の区域において本市が所有する公益施設については、再整備後に取得する施設規模が、従前資産の等価交換の範囲を超えた場合は、市街地再開発事業の仕組み上、その費用を負担しなければならないことが定められています。

財政面における積極的な支援につきましては、繰り返しの御答弁となりますが、まずは準備組合が抱

える事業上の様々な課題を共有し、その課題を分析した上で、工事費の縮減等をはじめとする対応策を準備組合と共にしっかりと検討し、事業の推進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 大変心強い御答弁をいただきましたかなというふうに思います。ありがとうございます。しっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

最後に市長にお伺いをいたします。

第4次総合計画にも位置づけられているこのまちづくりの実現は市の責務であります。近隣の住民、皆が一日も早い完成を待つ桃山台、そして、竹見台の近隣センター再整備について、必要な予算措置を含め、主体的かつスピード感を持って取り組む決意を、市長のお言葉でお聞かせください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

近隣センターは、商業・公的サービス機能を有する住民の生活や地域活動拠点として、地域住民の暮らしを支えてきました。

千里ニュータウンでは、公的賃貸住宅の建て替えが計画的に進められている一方で、近隣センターでは施設の老朽化や消費者ニーズの変化などにより、再整備が課題となっています。

当該近隣センターの再整備につきましては、引き続き、地域の皆様の生活を支え、千里ニュータウンの活性化につながるよう、事業の推進に向けて、これまで以上に積極的に関与し、支援してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 初めに、質問議員から、傍聴に来られている皆さんに分かりやすくというお言葉ありました。先ほどから皆さんの顔を見ていたんですけれども、あまりに難しい言葉が飛び交って、ほとんど意味分かっていないと思いますので、少し解きほぐ

してお話ししたいと思います。

吹田市の北部は、山であり川であり田んぼであり、それほど多く人は多く住んでいませんでした。南のほうが多かったです。そこを今みたいな大きな住宅地になったのは、ニュータウンの開発ということはお存じやと思うんですけども、千里ニュータウンを人工的に作りました。人工的につくったということは、昔からの店とかはなかったです。だから、各地にお店を集めた場所をつくりました。それを、先ほどから出ている近隣センターという名前で呼んでいます。それは、今でも五十何年たった今でも近隣センターはあるんですけども、もう皆さんも同様でしょうが、ネットであり、スーパー、ドラッグストア、コンビニで買物します。10人中9人以上がそうです。そんなときに、昔の近隣センターと今の近隣センターの形、姿というのは大きく変わっています。それは一度見ていただいたらいいと思います。

今、竹見台・桃山台近隣センター、竹見台・桃山台というのは、千里ニュータウンの地名なんですけれども、南千里と桃山台の駅のちょうど真ん中、桃山台よりにあるんですけども、ここでの御商売も非常に苦しい状況にあります。それは、先ほど申し上げたとおりで、買物の行動、パターンが全然変わってしまったからです。

また、本市、吹田市の中でもあっちこっちに、商店街がありました。それもすごく大きな商店街があったんですけども、今その姿は大きく変わってきています。今後変わるでしょう。このいわゆる近隣センターのやり替えについては、これからも市として、そこに周囲、周りにお住まいの方々、それで御商売をされている方々も含めて応援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 それでは、教員の働き方改革について質問をさせていただきます。

学校の先生のことでですね。

吹田市は、教員の働き方改革グランドデザインと推進プランを策定し、本来は国や大阪府が担うべき

課題に独自に取り組んできました。その決意は高く評価します。改革が実効性の検証の段階に入った今、成果を市民と教員、学校の先生、また、子供たちにも見える形でお示しいただきたい、そういった観点から質問を進めていきます。

改正給特法により、教育委員会には長時間労働対策の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、公表が義務づけられました。本市推進プランの数値目標、令和8年度には月80時間の残業ゼロ、45時間半減、令和11年度、月30時間超ゼロの直近の達成状況と、実行計画、実績を毎年度、公表する仕組みについてお示しをください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 教員の働き方改革推進プランにお示ししております数値目標の状況につきまして、計画策定時に把握している令和5年度（2023年度）の実績と直近の令和7年度（2025年度）の実績を比較する形で御答弁申し上げます。

時間外在校等時間、いわゆる超勤時間につきまして、月当たり80時間以上の教員は策定時110人、令和7年度35人で、75人の減少、45時間以上の教員は策定時507人、令和7年度291人で、216人の減少、30時間以上の教員は策定時804人、令和7年度690人で、114人の減少となっております。

また、当該計画の実績や進捗状況につきましては、総合教育会議で報告するとともに、市のホームページ等で広く公表してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 時間外在校等時間、超勤時間の平均は初年度で約33時間と承知をしていますが、平均値では個々の偏りが見えません。月80時間・45時間・30時間超に該当する教員数とその推移を学校ごとに公表すべきと考えますが、見解を伺います。

あわせて、生み出された時間が教材研究や児童・生徒対応などにどう充てられ、どのような成果につながったのかを検証して公表される予定はありますか。お尋ねいたします。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 数値目標に設定しております時間外在校等時間数を超える教員数やその推移につきましては、学校運営の状況や欠員を含む教職員の勤務状況、学校規模及び教職員数などが各校で異なることから、学校ごとにお示しすることは困難であると認識しておりますが、学校ごとの個別の状況につきましては、適切に把握、分析した上で、さらなる働き方改革の推進に活用してまいりたいと考えております。

また、働き方改革の本来の目的である児童、生徒により良い教育を提供することに係る成果につきましては、定性的な評価も含め、学校管理職、教員等にアンケート調査を行うなど、効果的な手法で、市のホームページ等で公表してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 関連しまして、機械警備の導入により定刻で退校せざるを得ず、持ち帰り残業が生じているとの声を聞いております。また、子育て世代では、夕方の保育園等のお迎えのために教材研究を自宅で行うことが常態化しているとも伺っております。

こうした目に見えない時間外を、市はどう把握し、そして、どう対応していくかお答えください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 業務の持ち帰り、いわゆる持ち帰り残業につきましては、給特法の改正に伴う国の指針にもありますように、行わないことが原則であるものと考えております。

一方で、教員という専門職の性質上、資質や能力向上のための自己研さん、あるいは授業改善のための自主的な取組など、在宅で行われるケースもあるものと認識しており、持ち帰り残業との切り分けが難しい側面もございます。

今後、持ち帰り残業が行われている場合の把握の手法やそれに対する取組について、他市の事例も参考にしつつ、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（４番西岡議員登壇）

○４番 西岡友和議員 グランドデザインの柱の一つ、業務の軽減・適正化に関して、中学校では既にプール清掃の外部委託が始まっています。学校現場では大変評判がよく、感謝の声を数多く届いております。しかし、小学校等への展開が未整備のままです。状況をお伺いいたします。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 中学校におきましては、令和６年度（２０２４年度）からプール清掃の委託を実施しており、各校からおおむね高い評価を得ております。本取組は教員の負担軽減に寄与することから、小学校への拡充に向けても引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 ４番 西岡議員。

（４番西岡議員登壇）

○４番 西岡友和議員 勤務超過の主たる原因は授業の準備時間不足であると、市のアンケートでも示されています。多くの自治体で校務ＤＸによる事務削減が進む中、本市の校務支援システムの整備状況と、ペーパーレスや保護者連絡のデジタル化による削減時間の見込みと実績をお伺いします。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 校務ＤＸにつきましては、教職員が文書を回覧したり、通知表を作成したりできる校務支援システムや、採点支援システム、学校と家庭とのデジタル連絡ツールとしてさくら連絡網の活用を進めております。

取組の推進による削減時間の見込みにつきましては、教員の働き方改革推進プランの策定に伴い、年間の削減目安時間として整理しており、採点システムの導入として中学校教員全体で１万８０時間、さくら連絡の活用として小・中学校教員全体で５万７,３８４時間、ＩＣＴ機器等のさらなる有効活用として小・中学校教員全体で１万９,１２８時間を見込んでおります。

なお、取組ごとの実績につきましては、教員個人の状況により実態が異なるため、一律に正確な数値を把握することは困難であると考えております。

引き続き、教員の業務負担軽減に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 ４番 西岡議員。

（４番西岡議員登壇）

○４番 西岡友和議員 学校現場では、赤ペン、付箋、コピー用紙など日常的な備品が慢性的に不足しているとの相談を受けております。教育委員会は、この実態をどう把握されておりますでしょうか。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 学校配分予算につきましては、各学校にそれぞれの学校の総額のみを提示し、具体的な使い道につきましては、対象となる予算科目の範囲内で校長の裁量に委ねております。

令和８年度（２０２６年度）は前年度より配分予算総額を増額し、学校への一定の支援につながったものの、学校運営に必要な費用は多岐にわたりますことから、現場ではやりくりに苦慮するという状況が続いていると認識しております。

引き続き、学校からの相談には丁寧に対応し、関係部局と調整しながら、必要な予算の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 ４番 西岡議員。

（４番西岡議員登壇）

○４番 西岡友和議員 次の質問に移ります。

学校管理職の地域団体への参加について、私はこの問題を本会議で２度取り上げてまいりました。令和４年２月定例会では、校長・教頭ら管理職が青少年対策委員会や地域教育協議会の構成員として参画する実態の把握状況を尋ね、当時、教育監は、教職員が業務として、市民体育祭などの地域行事や地域教育協議会の会議に参加していると答弁されました。

令和７年９月定例会では一歩踏み込んで、その参加に法的根拠はあるのかと尋ねました。御答弁は、地域の会議等への参画に直接的な法的根拠はない、全校の管理職が役員として参加していることは把握している、しかし、週休日に勤務した場合の振替の取得状況は校長決裁のため把握していないというものでした。業務でありながら法的根拠がないという

状況は、整合するのでしょうか。お尋ねいたします。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 学校管理職による地域諸団体へ幹事として参加することにつきましては、直接的な法的上の明文規定はございませんが、地域とともにある学校づくりを推進することは、児童、生徒の健全な育成につながるものであり、地域との連携は校長の業務の一環であると認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 業務であるならば、その根拠は校長への職務命令ということでしょうか。根拠がないのであれば、令和4年の業務として認識しているとの答弁は見直されるということでしょうか、御答弁を求めます。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 学校管理職が地域行事や会議へ参加することは、学校教育活動に対する地域の協力や理解を得られる機会であり、業務であると認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 業務として全校で行われていることを把握しながら、勤務実態は把握していないということは、使用者としての労務管理責任を果たしておりません。管理職の地域諸団体参加に伴う勤務時間と振替取得状況を、市として把握、管理するお考えがあるのか、御答弁を求めます。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 学校管理職の業務負担軽減につきましても、教員の働き方改革と並行して取組を進めており、地域諸団体への参加に伴う勤務実態や振替取得状況を把握し、働きやすい勤務環境の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 私は令和4年の質問の最後に、

全ての教員、学校の先生が、特に管理職である校長先生が、本来業務である子供たちと向き合うことに集中できる環境を、このように申し上げました。その思いはもちろん今も変わっておりません。今回の質問もそういった趣旨で質問をさせていただいております。

最後に、この管理職の地域諸団体の参加について、中央教育審議会の三分類に照らした業務の仕分を行い、地域との連絡調整の役割を地域学校協働活動推進員など、専任の担い手に移行する考えはないのか、教育長の御見解を求めます。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは、担当から御答弁申し上げます。

学校管理職の地域諸団体への関わりにつきましては、教員と同様に、教員の働き方改革グランドデザイン及び同プランを通して、地域に対し、負担軽減に向けた理解と協力をお願いしてきたところです。

また、活動が活発な地域など、管理職の関わりが多く求められる学校には、学校副管理者を配置し、負担軽減を図るなどの取組を進めております。

一方で、地域や保護者との交流や連携は学校運営上の好機であるとの認識もでございます。そのため、引き続き、学校の意向を踏まえながら、さらなる負担軽減に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま、担当から答弁させていただきましたとおり、学校管理職の地域諸団体への関わりにつきましては、負担軽減のための取組を各校、各地域の実態を踏まえ、様々に進めているところでございます。

また、教育委員会が事務局を務める地域諸団体もあり、そのような立場から、継続して、御理解、御協力を求めています。

引き続き、負担軽減に向けた働きかけや取組を進めながら、児童、生徒のより良い教育の提供につながる学校運営が行えるよう、学校、とりわけ学校管理職を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 御答弁ありがとうございます。学校に関する質問をたくさんさせていただきましたけれども、教育長も今おっしゃっていただきましたように、学校の先生が子供たちと向き合い、そして、学校の子供たちとの教育、本来の仕事である教育、そういった部分に集中できる環境を教育委員会、そして、吹田市はしっかりつくっていかねばならないと思っております。引き続き、この学校課題に関しては、私、取り上げてまいりたいと思いますので、また、引き続きの御協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問、AIの活用状況ということについてお伺いをさせていただきます。

質問に入る前に、ギュラレルという言葉 皆さん、御存じでしょうか。ギュラレルという言葉が、最近の若者、特に大学生、就活の時分ぐらいにですね、大学生なんかでよく言われている言葉で、このギュラレルとはどういう意味かと言いますと、シンギュラリティーによって、今ある仕事を奪われる、それを略してギュラレルという言葉になっているそうでございます。

AIと言えば、少し前なら、ChatGPTが恐らく、チャッピーが一番有名だったのかなというふうに思うんですが、今は、アンソロピック社のClaudeだと言われております。

現に、国会においても、これまで17回、このアンソロピック社のClaude、また、最新のAIのMythosについて議論がされました。

昨年末から本日現在まで、合計で17件、そして、委員会では外務安全保障委員会にほぼ集中しているということです。

政党で行きますと、チーム未来が5件、維新の会が2件、自民党が2件、その他、うち立憲ですとか国民民主党等が質問を重ねているというふうに、国会会議録の中で検索をして一情報として確認をさせていただきました。

これ、確認させていただきましたと言いましたけれども、これ、確認したんは、実はClaudeな

んです。AIなんですよ。今は、AIすごいですよ。パソコンの中のウィンドウ、AIが開いて、カーソルが勝手に動いて勝手に検索のところに検索文字入れて、それで全部調べてデータ出してくれるんですよ。それで、僕のパソコンのデスクトップにフォルダ一つくって、その中に全部結果を入れてくれるんですね。ほんまにAIが全部やってくれるという状況になっています。

ですから、今回の議会質問もそうですけども、データの確認、今まで会議録だとか、みんな調べるじゃないですか、会議録。あれを全部AIがやってくれるっていう感覚です。物すごいことになっていますね。

このシンギュラリティーについてなんですけれども、シンギュラリティーとは、全人類の知能をAIが超える段階をシンギュラリティーと言うそうです。

そして、シンギュラリティーは恐らく2028年とか2030年とか、2035年とか、いろいろ言われていたんですけれども、今もしかすると、そのシンギュラリティーは2026年なんじゃないかと、将来言われる、このように言われております。

さらに、このアンソロピック社なんですけど、このアンソロピック社が新しいMythosという最新のAIつくったんですけども、これ、85%以上をAIがつくったそうなんです。AIが85%のコーディング、コードを打って最新のMythosをつくったそうなんです。人間が1割ぐらいしか関与していないんですよ。

1年前、1年前の状態、アンソロピック社で言ってるんですけど、1年前は人間は98%コーディングしていたと。自分たちでつくっていたと。2%だけAIが補助してくれたそうなんです。今はもう80%を超える割合でAIがAIをつくっているということです。

さらに、もしかすると、来年ぐらいには、AIが100%コーディングするかもしれない、こう言われています。100ある能力のAIが101のAIを開発するんですね。101のAIが102をつくるんですよ。永久にAIは進歩していく。しかも2次曲線的に進歩していくと言われております。

そして、そのトップランナーのアンソロピック社が、一回、ＡＩの開発をやめましょうと。でないと、人間の能力をはるかに超えてしまうから、一回、全世界的にそういう組織をつくってＡＩの開発をやめべきだという提案をしているんです。イメージ的には、恐らく核拡散防止条約みたいなことだと思います。今、真剣にそういう議論がされているということなんです。私は本当に１年前と比べると、このＡＩの進歩というのは、もう驚愕の思いで今見ているところです。

そして、前回の議会でも少し申し上げましたが、みずほフィナンシャルグループが、ＡＩによって事務職５,０００人を配置転換、解雇じゃないですよ、配置転換すると公表しています。そして、私の出身なんですけど、ＮＴＴは、５年以内に、ＮＴＴグループ３４万人の半数の１７万人分の仕事をＡＩで代替すると、このように社長が明言しています。これも解雇じゃないです。配置転換をするということです。でも、５年以内に、今やっている仕事、１７万人分の仕事はもう必要なくなるというふうに、これ、明言しているんですね。

確かに、さっき私言いました。過去の議事録のデータなんかを全部集める仕事って、手間かかるだけで誰でもできる仕事ですよ。よく言われるアメリカなんかで、いいことじゃないですけど、ブルシット・ジョブ、誰でもできる仕事ですね。誰でもできる仕事というのは、これ、全てＡＩに取って代わられると言われてますし、私もそれを、今回のＣｌａｕｄｅを使わせてもうとんですけども、実感してましてね、僕のパソコンを勝手に触って、勝手に何でも検索してくれるという。

そこで、市長にお伺いをいたします。

民間で起きていることは、必ず行政にも及んでいきます。本市、吹田市の業務のうち今後、一体何割が、何人分の仕事が、そして、どのぐらいの期間でＡＩに取って代わられると、市長自身はお考えでしょうか。御所見をお伺いします。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは、行政経営部より御答弁申し上げます。

本市におきましては、現在、生成ＡＩをはじめ、チャットボット、電話自動応答、給食献立作成など、様々な業務領域において、ＡＩの活用を推進し、一定の業務改善に寄与しているものと認識しております。

しかしながら、自治体業務の多様性、複雑性に加え、行政情報を取り扱う領域とインターネットを技術的に分離する自治体特有のネットワーク運用の制約が、ＡＩによる業務代替の障壁となっております。現時点で代替可能な範囲を量的にお示しすることは困難でございますが、今後、技術の進展に伴い、代替可能な領域は、大幅に拡大していくと見込んでおります。

引き続き、技術動向を注視しつつ、住民サービスの質の確保、セキュリティ維持に十分配慮し、ＡＩを積極的に活用した抜本的な業務改革を推進してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ＡＩについて御質問がありました。

それで、思い出してはいたんですけど、最初に人工知能、ＡＩじゃなくて人工知能という日本語で、たしかこの話題を耳にしたのは、私が中学校のときやったと思います。人工知能、人間の知能を上回る人工知能というのが将来できるぞと。映画にもなっていました。

同じく、地球温暖化というのは、私、小学校のときに知りました。たき火をして、ＣＯ₂が出るから、それが地球を暑くするという話を聞いて、ああ、ということなんか、温暖化という言葉はなかったです。

今日、傍聴に来ている皆さんが、今耳にすることは、５０年後には現実になっている、５０年かからんのがこのＡＩです。そう思ってお聞きいただきたいんですが、ここに至るまでのこの、例えばこの議会で、例えば議員さんと私で対話しております。このやり取りは、恐らくＡＩでほぼ完璧に可能です。もっと完成度が高いかもしれません。ただ、ここに至るまでの議論は、調整も含めて、もっと人間らしいこ

とをしています。AIでは今現在、AIでかえって手間かかると思うんですけども、それは相手の表情が分からないとか、言葉の声の大きさとか、物の言い方とか、目を見てしゃべりますから、目の形というのは、非常に大きな情報になります。AIでやると、そこには人の温かみというものは感じられません。

そこで、御質問のAIがどんどん広がっていったら、だんだん人間がすることが減って、この市役所で考えたら、今の人数が要るかという話です。どう思うでしょうか。結論的に言うと、要らないと思います。それは、社会の共通の認識です。

ただ、それはお金の面から節約につながる、給料を払わんでえんで節約につながるという考え方、これは企業は当然、会社はそれを当然そう思います。

我々は、この市役所というのは、少し方向が違います。このもう一つの面で言いますと、それによってより良い社会にできるのか、することができるのか、その力を使えるのかという両方の面で見なければなりません。これから10年、いや、たった5年で皆さんが中学校、高校行ったときに、様々なところでAIが仕事をするようになります。学校の先生はAIで十分だというのは、もう今既に言われています。本当にそうなのか。それは今、分かりません。

市役所の職員を大きく減らすことはできません。それはその身分が守られているからです。ここが企業と違うところです。じゃあ、AIでこれから市役所で生まれる人の力を、市民との一人一人との顔を合わせて相談を受け、解決をする力に向きたい、私はそう考えています。

春には、この市役所の1階に、多くの市民が引っ越しに伴って来られます。5時間、6時間待たせてしまうことがあります。非常に申し訳ありません。これからは、市役所にわざわざ来なくてもいい、全部パソコン上でできてしまう、そういう最新の市役所の姿は、もうすぐそこに迫っています。一々来なくてよくなります。果たして市役所というのがここに必要なのかというのは、10年も要らないと思います。

ところが、互いの顔を見ながら温かくお話をさせ

てもらうような窓口がなくなることは、私はあり得ないと思っています。それは市民がいらっしゃるからです。私はそういう効率的な近未来的な市役所の姿と、相変わらず、やっぱり人と人がしっかり話し合う市役所の姿、それが両方とも共存する姿を明確にイメージをしております。これは何度も言いますが、間違いなく10年以内に実現します。その頃、社会人になっておられるでしょうけれども、皆さんにも大いに期待をするところです。

以上でございます。

○橋本 潤議長 4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 丁寧な御答弁ありがとうございました。

もちろん人がやらなくていい仕事ができたら、職員さんが要らないというわけではもちろんないというのは、市長のおっしゃるとおり、私もその思いは全く同じでございます。

最後に、傍聴に来られている子供たち、そして、皆さんにお伝えしますが、大人たちがこうして真剣に、学校現場がどうあるべきか、そして、このまちがどうすればよくなるか、私たちは真剣にこの場で議論をし合っています。皆さん、何か困ったことありましたら、いつでも私たちに御相談してください。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 市民と歩む議員の会、梶川文代です。質問を始めます。

今議会初日に即決した議案第56号の議決の際に、契約手続においての庁内のダブルチェックの必要性について、会派としての意見を述べておりますが、チェックするのは私たち議会の仕事でもあります。

しかしながら、議案として提案されなければ、私たちは確認もできないのですが、ちなみに議決を経ずに契約を締結した、契約金額が1億5,000万円以上の契約は年間でどれくらいあるのでしょうか。

また、近年で契約金額が大きな順トップ10の契約の金額と名称及び内容をお聞かせください。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 契約金額が1億5,000万円以上の業務委託に係る契約案件につきましては、財務会計システム上の過去5年度間のデータによりますと、一般会計においては、年平均で20件程度でございます。

また、過去5年度間において議会の議決を経ていない、契約額の高い業務委託に係る契約案件につきまして、上位から順に申し上げますと、第1位が令和7年度（2025年度）の吹田市中学校給食調理等業務で251億9,850万円、第2位が令和4年度の吹田市立学校・保育施設等包括管理業務委託で49億2,124万7,510円、第3位が令和7年度の吹田市市民課業務一部委託業務で16億442万2,862円、第4位が令和6年度の資源循環エネルギーセンター維持管理業務で12億9,719万7,000円、第5位が令和3年度の資源循環エネルギーセンター維持管理業務で12億4,448万7,200円、第6位が令和4年度の吹田市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務で12億408万2,189円、第7位が令和3年度の新学校教育情報通信ネットワーク構築・運用保守業務で11億8,483万3,496円、第8位が令和6年度の新共通基盤システムの構築（標準化対応）業務で9億1,092万2,100円、第9位が令和7年度の税務システム運用保守業務で8億2,134万4,260円、最後に第10位が令和7年度の吹田市プレミアム付デジタル商品券事業委託業務で7億2,875万490円でございます。

なお、各契約案件につきましては、担当室課で契約事務を行っている関係上、総務部ではそれぞれの内容の詳細は把握をしておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 市として、議会とのダブルチェックが必要だと思われる契約案件等、本市の政策推進や財政にも大きく影響する高額な金額であればなおさらです。私たち議会とダブルチェックできるように、規定等の整備を早急に行うべきと申し上げ、見解を求めます。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 今後、議員の皆様の御理解を得

るためにも、市政に関する重要な事項、市民に大きな影響を及ぼす事項、本会議で御指摘を受けた事項や、地域の重要課題等の報告など、連絡すべきことは各議員に迅速に情報提供するように、改めて各部局に対し、周知をしております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 次に、さきの御答弁で断トツトップの251億9,850万円という巨額の吹田市中学校給食調理等業務委託契約、これは吹田市の歴史上最高額の契約金額ですが、それが議決を経ず説明もなく、3月31日に契約締結したという報告が5月13日にありました。資料2で示しております。こんな1か月半近くたってからの事後報告で済むようなことだと簡単に考えておられるのでしょうか、お答えください。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 今回の中学校給食調理等業務委託契約の締結報告までに一定の期間を要したことは、結果として、時宜を失した面がありました。今後の運用におきましては、より迅速な情報提供に努めたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 また、この報告があった5月13日の翌日の5月14日から事業者による地質調査の開始、5月23日に事業者提案内容に係る住民説明会の開催とありますが、摂津市や周辺住民の皆様には、いつ説明やお知らせをしたのか、その際にどんな要望や意見、指摘があったのか、それを受けてどう対応したのか、我々議会に事後報告されたいきさつと併せてお聞かせください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 まず、地質調査実施に係る近隣への御案内といたしましては、本年4月18日に自治会役員等と面談を行った際に、早ければ翌週から実施する予定であるということを口頭でお伝えいたしました。

その際、住民からは、事業者を選定したことについて納得ができていないため、事業者による地質調査の実施は受け入れられないとの御意見が出されました。

本市からは、既に当初のスケジュールから遅れが生じていることを御理解いただきたい旨、御説明をさせていただいております。

同日、説明会に関して、5月開催をとの御希望が自治会から出されたこともございまして、調査の開始時期について、再調整を行いました。説明会を終えてからの調査という日程はかないませんでした。事業者からの申出により、5月14日からとなりました。

その翌開庁日の5月11日より、事業者との協議を含めて所要の進め、5月13日に摂津市や近隣への御連絡の上で、5月14日から調査を開始いたしました。

摂津市の健都関係部の職員の方からは、地質調査について、説明会開催後の実施が望ましいと思うが、吹田市でスケジュール事情を踏まえ判断されるもののお考えを伺っております。

近隣への御案内としては、改めて自治会役員の方に御連絡を入れるとともに、用地南側のマンションには文書掲示を管理会社にお願ひし、また、北側に位置することも園には直接御説明に伺っております。

自治会役員の方からは、事業者による調査の実施は受け入れ難い旨を改めて述べられました。

次に、地元説明会の開催経過でございますが、まず、令和8年2月定例会におきまして、令和7年度中に具体的な事業内容を御説明する場を設ける予定との御答弁をいたしました。しかしながら、自治会との間で、同年度中には日程がまとまらず、開催はかないませんでした。4月20日に、5月23日開催との御提案をいただき、自治会と市の両方で、日時と場所の予定に合意をいたしました。

その後、資料調整等の具体的な準備を進め、市として説明概要を含めて正式に開催を決定したのが5月12日でございます。

こうした経過の下で、5月13日に、契約と締結の御報告と併せて、議員の皆様へ地質調査実施と説明

会開催の予定につきましても御報告をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 今回の御答弁では周辺の自治会役員皆様に13日に、翌日の14日から地質調査を行う連絡をした。そのついでに我々議会にも知らせた。しかも、摂津市や周辺住民の意向もないがしろにして、地質調査を強行したということですよ。随分と乱暴なことをされたと言を呈しておきます。

次に、議決に付さずに契約締結した251億9,850万円の内訳、その内容や金額及び支払い時期をお聞かせください。

それと、議決に付さなかった理由は、工事でも製造請負でもなく、あくまでも、役務の提供に当たるため、議決に付すべき契約ではないと判断したと伺っておりますが、ならば、その役務の提供の法的な定義についてお聞かせください。

それと、指定管理や民間委託などの業務委託は役務の提供に当たると思うのですが、これらの業務委託は議案として提案されているのに、この中学校給食調理等業務委託は議案として提案されなかったその違いと理由等をお聞かせください。

なお、議会に対して事業内容等の説明を求め続けていますが、ようやく、この事業者提案概要資料が5月21日18時32分に私たち議員に示されたのですが、これは本来ならば契約締結前に示されるべき、議会に対しても説明があつてしかるべき資料です。これでは全くもって順序を踏み違えていると言わざるを得ません。ここに至るまでの議会とのやり取りやそれに対する対応等、つまびらかに聞かせください。

また、この事業者提案概要資料には、地域住民に対するサービスなどの提案が盛りだくさん、これらを実施されればされるほど役務の提供だけとはかけ離れる。お弁当などの製造、販売もされるということですし、今回の契約金額の中には、施設の建設工事費用が含まれているのも、この要求水準書などを見れば明らかですし、ともすれば契約違反や条例違反にもなり得ますが、このまま契約内容の変更も手

続の是正もせず押し進めるつもりなのですか。

もしくは、当該契約においては周辺地域の皆様に現在、御提案していることは行えないと、後々にでも申し開きすればよいと思っておられるのでしょうか。お答えください。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 まずは、学校教育部より御答弁申し上げます。

契約金額の上限額の内訳は、業務委託料Aとしまして、委託業務に必要な経費のうち、給食調理場への入居に要する経費、74億7,204万3,000円であり、毎月払いになります。

業務委託料Bとしまして、委託業務に必要な経費のうち、業務委託料A、業務委託料C及び業務委託料D以外の経費、給食の調理、洗浄、光熱水費、調理場の維持管理、食缶・食器等の調達に必要な経費、140億7,665万8,000円であり、毎月払いになります。

業務委託料Cとしまして、委託業務に必要な経費のうち、配膳費及び配送費等とし、年間170日分の給食提供に係る経費、32億6,561万円であり、毎月払いになります。

業務委託料Dとしまして、委託業務に必要な経費のうち、配膳費及び配送費等とし、年間170日を超えて190日までの経費、3億8,418万9,000円であり、各年度の年度末に支払うものでございます。

次に、役務の提供につきまして、法律上明確な定義があるわけではございませんが、工事や製造のように成果物の完成を目的とするものではないことから、請負契約には該当しないと判断しているものです。

なお、指定管理者の指定に関する議案は、地方自治法の規定に基づく議決案件であり、また、民間委託につきましては、必要な予算の承認が議決案件であることから、議会に提案しているものです。

中学校給食調理等業務委託契約につきましては、令和6年度（2024年度）11月定例会にて、債務負担行為として予算の段階で議決を賜っており、他の民間業務委託と同様、議会の関与の下、契約に至ったものであると認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 続きまして、健康医療部からも御答弁申し上げます。

御質問の資料につきましては、公募時の事業者提案内容をベースにしつつ、事業者と協議を重ね、環境対策などに関して寄せられた御意見も踏まえた調整を行うとともに、疑義に答えられるよう、分かりやすく整理したものでございます。

資料作成の経緯といたしまして、議会からは住民説明会に先立ち、議員向け説明会の開催を、それが難しいようであれば、1週間前までには説明会の資料を議員に報告してほしいとの要請を受けておりました。

可能な限り、議員向けに説明会を開催する方向を検討しておりましたが、資料完成のめどがたっていない状況でございました。

地元自治会との調整の結果、本年5月23日に住民説明会を開催する運びとなりまして、その資料として本年5月21日に完成をさせ、同日、議員の皆様にお示しをしたものでございます。

また、当該資料に記載の地域のニーズ等に応じた取組や、研究、開発の取組につきましては、中学校給食調理等業務とは別途、事業者が独自に実施をするものであり、これらの取組の推進状況のいかんによって、当該業務の契約を見直すようなことにはならないとの認識でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 債務負担行為の議決したから、議決の関与の下、契約に至ったとか、事業者が独自に何をしても契約を見直すことはないといった答弁がありましたが、令和6年11月定例会後に、事業者の選定会議の委員は市の部長たち7人だけ、内部だけでされて、優先交渉権者を決定したという報告があったその後は、事業者提案の事業内容などの説明もないまま今日に至っている。これでは、債務負担行為を議会に議決させたら、あとは自分たちでやりたい放題、好き勝手にできるとでも思っているのかと言わざるを得ません。自分たちの行いを振り返って、

認識を改め、猛省すべきと申し上げておきます。

また、この事業と国循や医薬健栄研との関係について確認したいのですが、この事業者選定会議の審査項目の中で、これ資料1、入れていますけど、必須要件とされている医療クラスターへの貢献や関連施設の評価の視点として、国循や医薬健栄研などとの連携といった記載がありますが、ここまで明記されているからには、この事業と関連していることは明らかでしょうし、当然のことながら、連携の協定や覚書なども交わしておられる。でなければ、つじつまも筋も通らないと思います。それら覚書や協定などの連携を約束した証拠など、また、その内容についても詳しくお聞かせください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 本事業につきましては、施設の整備方針案の策定段階から、事業者選定に至る各時点におきまして、国立循環器病研究センターをはじめとする関係機関と意見交換を重ねながら進めてまいりました。

関係機関からの御意見としては、健都での食分野における連携の重要性に関する御指摘、そうした健都のコンセプトに合致した取組が可能な施設誘導への期待、施設整備に際しての近隣住民に対する丁寧な説明を求める声などがございました。

また、事業者の公募に際しましては、アドバイザーとして参画いただいた関係機関の方から、今後の連携に当たって献立開発や調理実習のための施設が必要であるといった御意見をいただきました。

これらの御意見を募集要項に反映させており、関係機関との連携により、健康的な食の研究開発や社会実装等を目指す事業提案があった事業者を選定したものでございます。

なお、当該連携の実現に当たりましては、これまでの健都イノベーションパーク利用事業と同様、本市、事業者及び健都の関係機関の間で、あらかじめ個別の協定や覚書等の締結は行っておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 国循や医薬健栄研などと交わ

した協定や覚書等、書面がないということは、どんな連携をするのかなども、口約束だけしかないと言わざるを得ませんが、それなのに、この選定委員会のこの採点表に明記されているというのは、どんな基準で配点し、評価して採点したのだろうかと、違和感通り越して不信感や疑念を抱かざるを得ないと申し上げておきます。

また、隣住民に対しては学校給食センターではなく研究施設であるといった御説明を繰り返しておられますけど、この事業の費用の全額を市民の皆様に負担いただかなければならないということを理解いただこうとせずに推し進めるのは、負担いただく市民の皆さんに対する背任に等しい行為です。

給食サービスを楽しむ生徒たちにとっても、皆様からどれほどの御厚意を頂戴するのかわかることも大事なことだと思いますので、研究や給食サービスに係るそれぞれの金額を予測しておられる中学校給食1食当たりの費用と、現在の小学校給食の1食当たりの費用との比較や、小・中学校それぞれの年間の給食全体の費用などについてお聞かせください。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 まず、今回の中学校給食調理等業務委託契約に関しましては、契約金額全額の251億9,850万円が給食提供に必要な費用に当たり、研究に係る費用は含んでおりません。

次に、中学校給食1食当たりの費用としましては、平均で1,169円と想定しております。また、光熱水費を除く、小学校給食1食当たりの費用は、例えば、小学校中学年の場合、令和7年度（2025年度）3月現在、633円でございます。

最後に、小学校35校の給食に係る費用は、令和8年度（2026年度）予算額にて20億5,840万円、中学校18校の全員給食開始後に係る年間費用は、調理業務委託料16億7,990万円と、各学校における配膳室内の機器の維持管理、配膳に関する備品等に係る費用などが見込まれます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 研究費用は含まれていないと

いうことでしたけど、事業者は、この事業者提案概要資料のうち、給食提供を除く研究やサービス等々に係る費用はどのように捻出されるのか。また、要求水準書にもある自主事業を実施する場合の計画の提案内容についてお聞かせください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 第2アライアンス棟（第Ⅰ期）の施設・設備を活用した研究・開発や、地域ニーズに応じた取組といった事業者による自主事業の費用については、基本的には事業者が負担すべきものでございます。研究においては研究機関が獲得する研究費、また、新たな商品開発においては事業者の開発費等といった財源が想定されます。

事業者の選定時におきまして、アドバイザーとして参画していただいた関係機関からは、事業者が研究への協力を通じ、事業化を推進していくことが、研究開発の持続可能性・発展性を確保することにつながるという旨の御意見をいただいております。

また、事業者から地域に向けた自主事業の提案内容につきましては、5月21日に、議員の皆様にお示ししました事業者提案概要資料に記載のとおりでございます。

今後、資料に記載の中学校の長期休業期間等における子供食堂や福祉施設への配食サービス事業等について、ニーズや周辺環境への影響等を考慮しながら、検討していくこととされております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 自主事業に係る費用についても事業者が負担する、要は吹田市民の皆様が負担させられることはないということですね。それで間違いないですか、お答えください。

また、それらが確認できるよう、今後の支払いの減額とその内容を、そのときそのとき、しっかりと報告すべきと申し上げ、答弁を求めます。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 まず、本事業におきまして、事業者による自主事業として実施される取組につきましては、給食調理等業務の委託とは別途とな

ります。

取組に係るコストに対して、当該中学校給食調理等業務の委託料の負担を増額して対応するといったようなことは想定しておりません。

なお、一般論として、民間事業者が進める研究や開発の取組に対し、その内容や対象、目的によって、市が何かしらの形で参画をしたり、支援したりといった関与を検討することは、この事業者に限らず可能性がございます。そうした判断をした場合は、改めて意思決定の上で、予算案としてお諮りすることになろうかと存じます。

そうした市の別途の事業費支出の可能性というのはございますけれども、一義的には、今回事業者による自主事業として、その負担の下で実施されるということでございます。

事業者の収支明細までの調査、御報告はちょっと困難かと考えておりますけれども、実施状況の把握といたしましては、モニタリングをしまいるということにしております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 それはしっかり報告してください。

あと、議会の権能にも関わるゆゆしきことであるとも思いますので、相談にものっていただきたいと、正副議長並びに議運の正副委員長をお願いしております。

次に、福祉環境を考慮した開発の許可についてですが、先日、岸辺駅前の約500戸の住宅開発について、保育園等の整備もできるのか確認したところ、定員が19人以下の小規模保育しか確保予定がない。それでは到底足りないのに、開発を許可したということが分かったのですが、このように、保育園等の受入れ体制が補完されていないのに住宅開発の許可をするのは無責任であると申し述べ、見解を求めます。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 当該住宅開発については、開発事業者に対して協力を要請しておりましたが、結果

的に保育所用地の確保には至りませんでした。

今後におきましては、今年度施行しました開発事業に係る保育所等の設置または整備に関する要領に基づき、確実な保育施設の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 この岸辺駅前と隣接地区にある東保育園では、待機児童が発生しているということが5月20日に頂戴した報告で分かったのですが、同じく5月22日に東保育園に吹三幼稚園を統合するための大規模修繕工事のお知らせが来て、物すごい違和感を覚えてしまいました。既にいっぱいになっている東保育園に岸辺駅前からの影響があるだろうというのは十分予測できることですし、そこに吹三幼稚園を統合させるなんてことは無理がある。それこそ、吹三幼稚園をこども園化しても足りないのではと危惧しますが、なお、このようなことは吹田市のあらゆるところでこれまでも頻繁に起こっていた問題です。同じことを繰り返すことのなきよう、市内の住宅転用可能地や公営住宅などの建て替え予測及び周辺の人口動態の調査の徹底と、その調査結果を分析、検証したその上で開発関係条例や要綱の見直しもすべきと申し述べ、見解を求めます。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは児童部から答弁申し上げます。

施設整備に当たりましては、地域の保育需要の把握に努め、計画的に必要な保育施設など提供量を確保してまいりたいと考えております。

吹田第三幼稚園の今後の在り方についても、同区域における教育・保育施設の整備状況等も考慮し、慎重かつ適切に判断する必要があると考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 都市計画部からも御答弁申し上げます。

吹田市開発事業の手続等に関する条例につきましては、毎年、関係各課に条例改正の必要性について

意見照会を行っているところです。

また、所管課ごとに制定している整備に関する要領等については、必要に応じて見直しを行っています。

今後も引き続き、社会情勢の変化など様々な要因により条例等に改正の必要が生じた場合は、関係各課と連携して対応してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 早急に手だてを講じなければならない、その場合には、既存の施設を転用、活用するのが一番の近道であり、新たな施設に多額の費用をかけるよりも、ずっと無駄のない施設整備となります。現在進めておられる新たな保育園整備や幼稚園の廃園などは立ち止まり、考え直されるべきと申し述べ、見解を求めます。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 既存施設を改修するなどし、新たな用途として活用することは、整備費用の抑制等の観点から、有効な手段であると考えます。

そのことから、本市こども計画においては、既存施設を活用してもなお提供量の不足が見込まれる場合においては、新たな施設整備に着手することとしており、保育ニーズのさらなる高まりや待機児童の解消に向けて、市有地を活用するなどあらゆる手段を講じて、効果的かつ効率的な施設確保に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 今も答弁されたように、既存施設、JRの以南にはたくさんありますよ。それら既存施設の活用、徹底的になさってから進められるべきと申し上げておきます。

次に、福祉の人材が足りないというのは、本市のみならず全国的な問題ですが、人口増加が著しい本市としては喫緊の課題と言えるでしょう。人口が増えれば、必要な福祉の人材確保は市の責務です。保育、介護、看護の人材確保のための家賃補助や緊急

対応や受入れ拡大、サービス供給補完などなどの特定加算、資格取得支援など、本市独自の支援策を強化すべきと申し述べ、見解求めます。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは、児童部から答弁申し上げます。

保育人材の確保につきましては、極めて重要な課題であり、本市では国の補助金を活用し、保育士・保育所支援センターによる従事希望者と事業者とのマッチング、宿舍借上費助成やキャリアアップ研修などを実施しているほか、本市独自の支援として、職場定着を推進するために、保育士に対するサポート給付金の支給制度や民間保育等事業者との共催による就職フェアを行っているところでございます。

今後におきましても、教育・保育事業者からの御意見等も伺いながら、求職者のニーズ把握に努めるとともに、人材確保と定着に資する実効性の高い有効な支援策を検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 次に、福祉部からお答えいたします。

介護人材の確保につきましては、本市におきましても喫緊の課題と捉え、介護業界への参入促進や人材の定着支援など、様々な取組を進めているところでございます。

高齢者福祉分野につきましては、介護人材の処遇改善を後押しし、必要な人材を確保するため、専門知識を有する社会保険労務士等の専門家を事業所へ派遣しております。また、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修の研修費用の補助や介護福祉士試験の受験費用の補助など、資格取得に取り組む介護サービス事業所への支援を実施しているところでございます。

障がい福祉分野においても同様に、専門家の個別相談による介護職員等処遇改善加算の取得支援、職場環境の改善や職員の待遇改善の支援及び障がい福祉サービス職員の養成・定着のため、資格取得支援などを実施しております。

両分野の次期計画策定に向け行いました、介護人

材の確保に係る事業所等への実態調査の結果も踏まえ、有効な人材確保策の検討に引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 次に、育休取得や待機児童について伺います。

まずは、待機児童及び未利用児童の区域別の人数と、そのうちの1歳児の人数を前年度比も含めてお聞かせください。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 本年4月1日時点の待機児童数は17人でございます。

地域別の内訳は、J R以南・片山・岸部地域で4人、うち1歳児は3人、山田・千里丘・ニュータウン地域では13人、うち1歳児は5人、前年度と比較して全体で13人増加、1歳児については4人増加しております。

次に、令和8年4月1日時点の未利用児童数は874人でございます。地域別の内訳は、J R以南・片山・岸部地域は211人、うち1歳児は128人、豊津・江坂・南吹田・千里山・佐井寺地域343人、うち1歳児は212人、山田・千里丘・ニュータウン地域で320人、うち1歳児は181人、前年度と比較して全体で59人増加、1歳児については75人増加しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 育休取得支援については、かねてより利用調整基準の見直しや、1歳児、2歳児の定数を増やすことなどを求めてまいりましたが、先頃いただいた報告では1歳児の待機児童、未利用児童ともに増えてしまっているのが、とても残念です。

この状況を見れば、育休を取得したいけど、ゼロ歳児から預けないと保育所入所が困難だと思われる人がまたぞろ増えてしまうのではと危惧いたします。未利用児童の中には、育休延長や認可外に

預けている方もおられると思いますが、それら状況についてお聞かせください。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 今年度の未利用児童874人のうち、約6割の方は利用申込時に育児休業を延長することを把握しております。

一方で、認可外保育施設の利用を予定されている方などの直近の状況については把握いたしていませんが、保育施設の入所枠に空きが生じた際などに、必要に応じて世帯の保育状況等の確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 育休を延長しても、仕事復帰できる確約と安心があれば、ゼロ歳児より1歳児や2歳児のほうが御希望が多いのではと思います。さきに述べた住宅開発時の受入れ体制補完や、保育の人材確保はもとより、歳児ごとの定員の見直しをするに当たっては、実態や実情にもっと寄り添った希望や意向等の調査を行って、本音のニーズをつかむことがまずは必要だと申し述べ、見解を求めます。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 保育ニーズの把握に当たりましては、住宅開発の動向や利用申込における保護者の意向を分析するとともに、より細やかに保護者の意向を把握するための手法について、調査・研究してまいります。

引き続き、保育施設からの保護者ニーズに関する御意見も踏まえながら、必要な定員の確保と適切なクラス別定員の設定に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 次に、吹田駅前の駐車場跡に保育所を誘致する公募を実施する予定と伺っていますが、先ほどの答弁でもありましたように、既存施設を徹底的に活用するのがまずは先と申し上げておきます。

それと、地域等の合意形成が十分に図られていな

いのに、拙速に強行するようなことはやめるべきだと申し上げておきます。

なお、保育所誘致そのものよりも、駐車場がなくなることが問題と思っている人が多い。なので、駐車場がない場合のシミュレーションや試しにしばらくの間、駐車場を閉鎖して実証実験する、その上で保育所誘致の是非を地域の皆さんに問うべきかと思っています。やろうと思えばすぐにできることではないでしょうか、答弁求めます。

○橋本 潤議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは都市魅力部より御答弁申し上げます。

シミュレーションや実証実験につきましては、現在、当該用地を貸し付けているJR吹田駅周辺まちづくり協議会とも協議を行いました。駐車場運営事業者へ支払う補償金の負担など多くの課題があり、現時点において実施に至っておりません。

一方で、同協議会や旭通商店街におきまして、駐車場機能の確保や違法駐輪対策などの検討が進められており、市も必要な支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 児童部長。

○道場久明児童部長 続きまして、児童部から答弁申し上げます。

地域住民や商店街関係者等への説明会において、駐車場の在り方に関する御意見をいただいております。

今後も地域等との対話を継続しながら、円滑な事業の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 合意形成を得てから進めるように、再度申し上げておきます。

次に、留守家庭児童育成室の入室希望児童数の増加や教室確保が困難になっていること、さらには指導員不足も深刻化している状況の中で、子供たちが安全・安心に過ごせる環境の確保に向けて、様々な検討を行っていることについては理解していますが、

流動的な要素が多いので、試行期間が必要ではないかと思います。答弁求めます。

○橋本 潤議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 留守家庭児童育成室入室申請基準の見直しにつきましては、入室希望児童が増え続けると予測される中で、今後も持続可能な事業としていくための方策の一つとして行うものであり、令和9年度（2027年度）入室申請から新基準を適用する予定としております。

今回、入室児童数増加により待機となる児童が見込まれる中で、試行期間は設けませんが、引き続き適切な基準となるよう整理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 今回の件のパブコメではたくさんの意見ありましたが、それらを受けて案を変更した箇所はあるのか。また、制度の見直しに当たっては、保護者の十分な理解と、そして、対話、理解形成が必要です。どのような説明や意見聴取の機会を設け、説明会や意見交換会の開催状況、参加人数、どんな意見あったのか、それを反映したのかなど、お聞かせください。

○橋本 潤議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 今回の入室申請基準見直しに当たりましては、説明会は開催しておりませんが、パブリックコメントの実施の際、特に、留守家庭児童育成室を利用中の保護者の方から、数多くの御意見をいただけるよう、その御案内をいたしました。

主な意見といたしましては、保育園等の基準に合わせるべき、より保育の必要な方が利用できるようにすべきとの意見のほか、現利用者への救済や多様な働き方を認めてほしいといった意見など、様々な御意見をいただいております。

なお、パブリックコメントを受けて、利用者への影響などを考慮し、令和8年度（2026年度）留守家庭児童育成室の入室許可をした保護者については、令和11年度（2029年度）の入室申請まで旧基準を適用する経過措置を設けることといたしました。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 この事業は、子供たちの放課後の居場所であるとともに、保護者の就労を支える重要な子育て支援施策ですが、共働き世帯や独り親家庭、就労時間が比較的短い非正規雇用の保護者の就労継続など、入室基準見直しによる影響やメリット、デメリットなどについて、市はどのように分析や認識しているのでしょうか。お聞かせください。

○橋本 潤議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 入室申請基準の見直しにつきましては、留守家庭児童育成室における保育の必要な総時間を保育園等の基準に準じて適用し、経過措置も設けることから、見直しによる影響は大きくないものと考えております。

また、そのほかにも、受入れが逼迫する育成室において、保育の必要度がより高い児童の入室が優先的に確保される効果も期待できるものと見込んでおります。

今回の見直しにつきましては、今後、さらに入室希望児童の増加が見込まれ、年々教室や人員の確保が難しくなっていくことが予想されることから、待機児童を生じさせないための対応策の一つとして検討していく中で、少しでも早く実施できる取組として進めるものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 しっかりと理解を深めて、状況も把握、きっちりしながら、安心・安全の確保をお願いします。

次に、高齢者世帯の支援については、世帯構成員が高齢者ばかりの場合、人数が減れば収入も減る、病気で入院などしようものなら、年金収入を超える医療費の出費、家賃は払えない、いずれは単身化する、転居もしなければならないなどなどの高齢者世帯の実態に直面して対応するのを、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員や民間のケアマネジャーや介護職員など、民間に任せっきりにする

のではなく、市としても高齢者世帯の生活や住宅事情等の実態把握や支援策にもっと取り組むべきだと申し上げ、見解を求めます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 高齢者を取り巻く課題は、介護や医療、生活困窮、孤立、住まいの問題など多様化しております。

市と地域包括支援センターでは、高齢者やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携を進めながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き、支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 お願いしておきます。

次に、精神障がい者社会生活適応訓練事業について伺います。

これ、率直に申し上げますと、この事業、40年近く前からある古い事業でありながら、知っている人が少ない。協力企業も少ない。まだまだもっと促進強化すべき有用な事業だと思うのですが、この事業に対する理解を深めるための周知や、働きたい精神障がいのある方を応援する社会参加の第一歩となる就労訓練の協力企業を増やす取組の強化など、もっと力を入れていただけますでしょうか。

本市の現在の取組状況も併せての答弁を求めます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 本事業に関し、本市におきましては、大阪府からの訓練生募集の案内を、市内の対象障がい福祉サービス事業所に周知しております。

訓練の受入れを行う協力事業所のさらなる増加も必要であることから、大阪府が開催するセミナーの周知など、府とも連携しながら、庁内関係部局とともに市内事業者への積極的な啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 お願いしておきます。

次に、吹田市介護老人保健施設、これ、廃止する条例と指定管理期間短縮する議案が、今議会、提案されていますけど、これらの議案が何で今議会に提案されているのかは私は理解できません。8月に行う予定の民間譲渡先の公募が成立してからでも遅くはありませんし、今は譲渡先の公募の成り行きを見守ることが大事かつ必要だと思いますが、見解を求めます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 吹田市介護老人保健施設につきましては、公の施設としての必要性は低下しているものの、利用者の継続利用や今後の介護保険施設の需要に対応するため、介護老人保健施設という機能自体は維持する必要があることから、事業譲渡を前提とした取組を進めようとするものでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 とにかく、ここを利用されている方で、特にキーパーソンである御家族等、やはり心配なお声が高まっているということ、どこまで理解されているのかと思いますけれども、無用に刺激することなく、取りあえずしっかりと、今後、成り行きができるように、それからでいいと思います。

○橋本 潤議長 定刻が参りましても、しばらく会議を続行します。

○橋本 潤議長 質問の途中でありますが、議事の都合上、しばらく休憩いたします。

（午後2時40分 休憩）

（午後3時20分 再開）

○橋本 潤議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けることにいたします。5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 参政党の久保直子です。個人

質問をいたします。

まず、辺野古事故から見る課題、吹田の平和学習と人権学習。

まず初めに、このたびの辺野古沖での痛ましい事件によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様には深い追悼の意を表します。また、事故に遭遇された方々にお見舞い申し上げます。

本年3月16日、同志社国際高等学校の研修旅行生たちが乗ったボートは、基地反対運動をする団体の船でした。平和教育には、多面的、多角的な視点が重要だと私は思っております。平和教育が一方的な考えの押しつけになっていたということがあってはならないと思っております。

沖縄での平和教育ですが、これが反基地教育であってはならないと思います。市民の方より、本市の平和学習について心配の声をいただいております。御見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 平和学習につきましては、学習指導要領に基づき、多面的、多角的な視点を大切にしながら、児童、生徒の発達段階に応じて、各教科等の特性を生かした学びが展開できるよう、市教育委員会として各校の取組を指導、助言しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 今の御答弁が、辺野古事故を受けての見解ということであるならば、一高校の問題と捉えているのではないかと思います。国会答弁では、沖縄に関する平和教育も、例えば基地の建設に反対する主張のみを扱う特定の見解に偏ってはならないと考えていると述べていますが、本市の沖縄での基地建設に反対する主張のみを扱う平和教育についての御見解と、どのように指導、助言するのかお聞かせください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 沖縄県における平和学習につきましても、教育基本法や学習指導要領等の関係法令を踏まえ、その趣旨にのっとり、適切に行われるべき

ものと認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 福田文科政務官の国会答弁において、偏った教育であってはならないと述べておられますが、学校教育活動の中で偏りのない教育をするためにどのような対策を取られているのか、御見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 各校におきまして、学年会議や教科会議等の場を通じ、複数の教員が組織的に関わりながら授業を計画しており、必要に応じて管理職が内容を確認し、適切な指導、助言を行っております。以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 私が伺いたいのは、本件から問題意識を持っていたかどうかということですが、お分かりでしょうか。本件は、国が政治的中立性を定めた教育基本法第14条2項に違反するとの考え方を示し、様々な見解を十分に提示せず、特定の見方に偏った取扱いだったことを論拠を示し指摘し、学校に対し改善を求めています。

本市の平和教育に問題はないのでしょうか。御遺族は、手記にて、とりわけ教育現場において、戦争体験者に代わり平和を語る者たちが、特定の政治活動や思想を一方的に語る者と密接につながっていないかを、このタイミングで検証してほしいと訴えておられますが、いかがでしょうか。教育長の御見解を求めます。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

平和教育における政治的中立性は、教育の根幹であり、この事案は重く受け止めています。

本市における平和教育につきましては、先ほどと同様の答弁となりますが、教育基本法や学習指導要領等の趣旨にのっとり実施しており、多角的な視点から、中立的かつ適正なものでなければならぬこ

とを認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま担当から御答弁申し上げます。たとおり、教育公務員として、法にのっとり、適切な教育活動を行うことは必須でございます。御質問の事故が生起した後に、各校の教育課程を担う本市小・中学校の校長に対して、より多面的・多角的な視点を基盤とし、政治的中立性が確保された教育活動となるよう、改めて周知を行ったところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 ありがとうございます。平和教育において子供の命がなくなるということはあってはならないことです。この命の尊さを伝え、先人から受け継いだ命をどう使って生きるのかという視点は足りているのでしょうか。

戦後、私たちは教科書で、日本が真珠湾攻撃をして戦争が始まったと習います。戦争をしなければよかったって学びます。でも、何で戦争をしたという視点が欠落している。今の平和教育の中に、辺野古事件があるのではないかと考えております。

もちろん私も戦争は嫌です。平和を愛しています。しかし、何で戦争をしたか教わらない今の平和教育が多角的なのか、中立的なのか、いかがでしょうか。白人至上主義だった時代に、日本は初めて人種の平等を訴えた国なんです。目の色が違う、肌の色が違う、髪の色が違うからって、差別されるのはおかしい。世界に人種の平和を初めて唱えた日本に対して、植民地支配として富を得ていた人たちが奪って富を得ていたわけですから、平等になってしまうと困りますよね。しかも、日清、日露と勝った日本が怖かったんです。それで、A B C D包囲網で石油が止められ、生活できない、国が成り立たない、だから、自分の国を守るためにアジアの植民地支配から独立させるため、命がけで戦った、その先人の命のバトンを私たちは受け継いで、今ここにいます。自分一人だけで生きているんじゃないという、この命の教

育は、平和教育の根幹であると私は考えております。

そういった視点の平和教育から、子供たちの希望を持たせていただきたいと思います。また、今回の事件を風化させず、安全対策はもちろんのこと、教育内容の検証を求めます。

次に、人権学習についても同様に偏った教育であってはならないと思います。特に、L G B T理解増進法の施行を背景に急速に変化している中、外部講師を招いた性の多様性等をテーマとした出前授業・講演において、どのような対策を取られているのでしょうか。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 各校で外部講師を招いた出前授業を実施する場合には、講師の選定、当日の講演内容、使用教材の決定まで、管理職を含めた担当教員間で内容を精査し、教職員の理解状況、児童、生徒の発達段階や個別事情、保護者への周知など、様々な観点から確認を行った上で実施するよう、指導しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 多くの目で確認するとのことですが、教育委員会として偏った教育とならないために何を指導し、何を実態把握していくのかお聞かせください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 市教育委員会といたしましては、引き続き、講師の選定等について、管理職を含めた担当教員間で内容を精査するよう指導してまいります。

あわせて、実施計画や実施状況を適切に記録し、必要に応じて経年的な見守りや、事後指導についても検討するよう求めるとともに、各学校の取組の現状把握に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 先ほども申し伝えましたが、特定の政治活動や思想を一方的に語る者と密接につ

ながっていないかが分かる記録や、授業内容の記録を基に、しっかりと事後指導をしていただきたいと思います。

と言いますのも、人権が尊重されることは何より大切なことです。しかし、日本だけでなく世界中で、今、自由、人権、多様性という言葉で文化や歴史が破壊され、伝統的な家族モデルが攻撃されています。家族は、出産や子供たちの教育にとって非常に大切です。しかし、学校、メディア、制度の中でジェンダー宣伝を行う圧力団体によって、男か女かは感じ方で決まるという考え方が広められ、性のアイデンティティも破壊されています。

教育長にお伺いしますが、これを踏まえた上で、性の多様性についての人権学習をしなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

加えて、LGBT運動活動家が性的アイデンティティの外部講師になることについての教育長の御見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

まず、人権教育につきましては、全ての児童、生徒が自他の人権を尊重し、互いの個性を認め合い、ともに支え合って生きる社会の一員としての資質、能力を育むことを目的としています。

御質問の多様性という概念につきましても、多様な背景や考え方を持つ人々が、互いの存在を尊重し合える共生社会の実現に向けた教育の一環として取り組まなければならないと認識しています。

次に、外部講師の選定についてですが、学校教育における外部講師の活用は、児童、生徒にとって、視野を広げる貴重な機会と捉えていますが、その選定に当たりましては、教育の中立性を確保することが極めて重要です。

性の多様性やLGBTについての考え方を普及されている方を外部講師で招聘する場合におきましても、特定の思想や活動に偏らないことや、児童、生徒の発達段階に照らし、内容が適切であることなどに注意しながら、学校は管理職の責任の下、講師の選定から講演内容の確認を、慎重かつ組織的に判断

を行わなければなりません。

教育委員会といたしましては、学校現場がこうした教育の公平性、中立性を保てるよう、適切な指導、助言をしてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま担当から御答弁させていただきましたとおりでございます。

本市におきましては、全ての教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、一人一人の多様な価値観、これを認め合い、互いの人権を尊重する態度を養うことで、人や社会とのつながりを大切にしながら未来（明日）を切り開く力の育成を図っております。

引き続き、教育内容に応じて外部講師を活用するなど、多様な生き方や背景を持つ人々への理解を深め、互いを尊重し合う態度を養い、そして、豊かな人格形成に資する、そういった教育活動を実施してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 本市の学校教育が多様性の名の下に、伝統的な家族の形が否定され、日本の未来が危ぶまれることのないよう注視していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、アレルギー症状がない場合も、飲用牛乳停止できると周知せよの項目について質問いたします。

令和6年9月、私の個人質問において、学校給食において、食物アレルギー以外に体調不良等の理由がある場合に、飲用牛乳の停止ができないかと質問した際、宗教上の理由等で給食に対して配慮が必要な申出があった場合は、学校長の判断の下、牛乳の提供を停止する対応を行っておりますという答弁をいただき、私から、本件につきましては、小・中学校へ通知をお願いいたしますと念を押していたわけですが、いまだに、学校現場では、アレルギー症状以外の理由で牛乳を停止したい保護者から、学校から医師の診断が必要と毎回言われるから止められないと相談が寄せられています。通知は実際にされたのか、現場に行き届いていない原因は何なのかお答

えください。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 アレルギー症状がない場合の牛乳停止の対応につきましては、小学校給食においては、食物アレルギー対応の手引に記載し、学校向けの説明会の場でも案内しているところです。

また、中学校給食については選択制で実施しているため、教育委員会で対応を行っております。

しかしながら、それらの周知が不十分であったため、学校現場での定着には至らなかったものと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 通知はされたのでしょうか。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 食物アレルギー以外の飲用牛乳停止については、小・中学校に改めての通知はしておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 通知はされておらず、対応したことは、小学校用の手引を訂正したということのみです。

再三にわたり、本件について保健給食室に相談してきましたが、残念ながら状況が十分に改善されませんでした。

そこで、学校及び保護者向けの資料一つ一つを、私が文面を確認した結果、本件に関する手引や申込書、医療機関への手紙等が訂正も追記もされていないものが多数あることが分かり、対応を求めているところですが、どのように改善するのか詳細にお答えください。

また、今後の対応と対策をお聞かせください。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 アレルギー症状がない場合の牛乳の停止について、学校及び保護者に対し、周知が行き届いていなかったことから、アレルギー以外の理由による牛乳停止の取扱いを文書等で改めて

通知してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 文章等で改めて通知していただけたとのこと、ありがとうございます。それはいつ頃、予定されているのでしょうか。また、資料をどう改善するのか詳細をお聞かせください。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 学校に対しては、直近の校長指導連絡会において、文書により周知を図る予定です。

また、保護者向けの文書につきましては、学校及び関係室課との協議が必要であることから、今後、周知方法を検討してまいります。

なお、主治医への依頼文につきましては、食物アレルギーを有する児童の保護者が医療機関へ持参する書類であるため、訂正や追記を行う予定はございません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 私が確認したところ、主治医の依頼文以外、ほかにも該当資料はございます。中学校用の手引の訂正、給食申込書など、保護者に配付する文書の数々、その訂正と追記を求めます。本来なら、新年度に配付されるものが十分に改善もされていなかったことが残念でなりません。

また、改めて学校と保護者に文書で通知することですが、年度途中に伝えることとなるのですから、伝え方、伝える時期など考慮し、確実に保護者に情報が行き届くよう求めます。

さて、何らかの理由で、牛乳を飲みたいくても飲めない児童、生徒に毎回牛乳が提供され、廃棄していると思いますが、過去5年間の残乳量の推移についてお聞かせください。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 過去5年間の残乳量につきましては、小学校給食で令和3年度（2021年度）から順に、16万8,953本、20万8,045本、24万5,578本、

27万8,399本、30万4,421本となっております。中学校給食では、現状、適切に測定する方法がないため把握できておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 中学校は把握されていないのですが、中学校の生徒は、お弁当を受け取る際に、そもそも牛乳を持っていないという生徒がいると聞いています。こういった生徒の中には、アレルギー以外の理由で、本来牛乳を停止したいけれど対応されていないというケースが非常に多いのではと考えます。

そして、牛乳の廃棄について、令和7年度は金額に換算すると、約2,300万円、量に換算すると約62tの廃棄量ということです。しかも、毎年、3万本ずつ増えてきたわけですが、非常に驚きの数字です。子供たちは残した牛乳をバケツに捨て続けているということですが、食べ物を大事にするという食育指導、学校教育における個別の対応、食品ロスの削減の観点から本件に関する教育長の御見解を求めます。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 まずは、担当から御答弁いたします。

御指摘のように、年間の牛乳廃棄量は年々増加しておりますが、平均すると、1クラスでは1日二、三本程度であるため、児童にとっては、全校で大きな食品ロスになっているという実感が持ちにくい状況です。

そのため、牛乳の飲み残しが積み重なると大きな食品ロスにつながることを、児童一人一人が理解できるように指導し、食べ物を大切にすることを育てていくとともに、成長期に必要な栄養をしっかりと摂れるよう、牛乳の摂取も促してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 このたびは当然の御指摘をいただいていると認識をしております。

まず、食育指導、学校教育における個別の対応、食品ロスの観点から、食物アレルギーがない場合の

牛乳停止の対応については、先ほどの担当から御答弁させていただいたとおりでございます。

次に、御質問の食品ロスの問題は、食育の重要な取組の一つであると考えているため、食物アレルギーがない場合の牛乳停止の対応を含め、学校及び保護者に対し、改めて文書等での周知を図り、課題の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 ぜひよろしくお願いいたします。直近で小学校だけでも牛乳の廃棄量が62t、額が2,300万円という実態を把握しておきながら、認識が甘く、不十分な対応であったことは非常に残念です。それを先ほどの学校教育部長の御答弁では、子供たちに実感させ、牛乳の摂取を促すというものでしたが、アレルギー以外の症状のある子供たちに、牛乳を飲むよう促すのは、よい給食指導ではないと私は申し伝えております。その前提から伝わっていないと感じました。おなか痛くなる、吐き気がする、胸がむかむかする、これらの症状は本人にしか分からない、つまり、診断できない立派な体感覚であり、症状です。子供の訴えに耳を傾け、寄り添い、対応することが不十分であったことが、食品ロスの一因であると認めていただかなければ、解決はいたしません。

保護者是对応がなされてこなかったこと、子供たちは自分の体感覚を尊重してもらえなかったことで、声を上げることを諦め、従っているのです。市民から、うちの子、ミルクティーのミルクでもおなかを壊す、だけど、お金だけ支払って止めてないんです、止められないんですと、昨年度も相談があり、対応を求めたにもかかわらず、学校給食法では牛乳でカルシウム摂取しなければならぬという、そういった意識が、子供や保護者から学校教育の現場で、諦めの種を育てており、それは、教育的効果のマイナスであると考えます。

御家庭で牛乳に代わる食べ物でカルシウムを補うよう伝えていきながら、そして、適切な対応をしていただくよう求めます。

最後に、千里ニュータウンまちづくり指針運用における課題と展望について質問いたします。

平成16年4月、良好な住環境をつくるガイドラインとして千里ニュータウンのまちづくり指針が策定されました。共同住宅等の建て替え等を進める方向に向けて、本指針を活用してまちづくりに取り組んでいただき、緑豊かでゆとりのある良好な住環境の再生を期待していると書かれています。千里ニュータウンへの本市の熱い思いが感じられる文面であり、市民や事業者の方々との対話が重要であるとの考えがよく表れております。

千里ニュータウンまちづくり指針が策定されたことで、配慮されてきたことは何でしょうか、お答えください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 千里ニュータウンのまちづくり指針につきましては、公的賃貸住宅の建て替え等を契機とし、高さや空間の在り方に一定の節度を持たせながら、周辺環境との調和を図ることを目標に策定されたものです。

指針は、ガイドラインであり、法的拘束力を持つものではありません。しかしながら、配慮や工夫した事項を記載するチェックリストを活用し、住民、事業者、行政がそれぞれの立場で相互に理解し、協働で取り組むことにより、ニュータウンの特徴である、緑豊かでゆとりある良好な住環境に配慮されてきたものと認識しています。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 チェックリストを活用しながら、三者が共同で取り組むとのことですが、これまで住民と事業者の方々の間で問題点となったことは何でしょうか。また、それについての改善策についてのお考えをお聞かせください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 千里ニュータウンのまちづくり指針は、策定から約20年が経過し、その運用や解釈にそごが生じたことにより、住民や事業者との間で問題となった事例があり、その改善が課題と認

識しています。

まずは、運用における課題を検証するとともに、指針の内容を改めて点検し、住民、事業者にとって誤解のない運用が図られるような改善策を検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 運用や解釈にそごが生じた事例として、指針の8ページにただし書が記載されています。引用しますと、ただし、下記のものについて、地域の方々と事業者並びに行政の三者でまちづくりの条件をつくり、それを満たす場合はこの限りではありませんというところですが、字面どおりの運用はされていないことが分かりにくく、混乱の元になっていると感じています。

指針には、市民や事業者の方々との対話が重要であるとの考えがよく表れておりますが、私は現在の説明会の在り方に課題があると感じています。より、住民と事業者の対話が深められ、混乱が生じない説明会にするための対応についてお聞かせください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 事業者から住民に対する説明では、単に計画の内容を伝えるだけでなく、指針に基づき工夫した点や、配慮した事項を具体的に分かりやすく伝えることが大切と認識しており、今後、指針に関する説明の手引を示すなど、事業者と住民との意見交換が促進されるよう、運用の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 手引を示していただけるということですが、説明会ではぜひ活発な意見交換の場となるよう望みます。

最後に、以上を踏まえ、指針と千里ニュータウンまちづくりの今後の展望についての市長の御見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは担当から御答弁申し

上げます。

千里ニュータウンでは、法令に規定する基準以上の数値目標を定めた指針を策定しておりますが、法的な拘束力を持つものではありません。

しかしながら、配慮や工夫した事項を記載するチェックリストを活用し、住民、事業者、行政がそれぞれの立場を尊重しながら、相互理解の下、協働で取り組んできたことにより、良好な住環境の保全が図られてきました。

指針は、策定から約20年が経過していることから、その運用について検証し、必要な改善策を講じることで、引き続き千里ニュータウンの緑豊かでゆとりある住環境の継承に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 私もこれまでの職業柄、数多くの説明会、まちづくり協議会等を経験をしてまいりました。説明会というのは、その言葉どおり説明をする会です。説得をするとか、全ての人の合意を得るとか、そういう場ではありません。一体どういう形で、一体何がどう配慮されて開発が進んでいくのか、それを説明をし、多くの方の御理解を得る、深める。理解と合意は違います。そこを精いっぱい誠意を持ってやるのが行政に課された説明会でございます。

御指摘のとおり、まちづくり、特に既存建築物の建て替えが関係する開発においては、周辺住民、開発事業者との事前のコミュニケーションが欠かせません。その過程で、住民、事業者、そして行政が共通の認識にしなければならない理念があるということです。

担当からの答弁にあるとおり、本件における指針は遵守責任を伴う基準ではなく、あくまでも目指すべき方向性を示したガイドラインだという認識を共有しなければなりません。ガイドラインに沿って、互いの立場を尊重しつつ、良好な住環境を将来に継承する、その丁寧な積み重ねがあったことによって、今の千里ニュータウンの姿があるのだと考えるとところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 私からは、やはり千里ニュータウンの住民が暮らしやすく、そして、この環境をこれからも守っていけるようにと、今後とも一緒にこの課題は考えていかねばならないと思っております。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、私の個人質問を終わります。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 大阪維新の会、江口礼四郎です。本日最後の質問になりますが、よろしくお願いいたします。

部活指導に意欲のある教職員の兼職兼業ルールの整備について質問します。

本市が進める中学校部活動の外部委託化と、生徒の活動機会の現状についてまず、お伺いします。

本市の公式資料、新たな中学校部活動の在り方によれば、令和元年度から令和6年度の5年間で、中学生の数は増加しているにもかかわらず、顧問不足等を理由に既に市内の全体で31もの部活動が廃部をしています。

指導者を確保し、子供たちの機会を奪わない、そのための外部委託化ですが、令和8年度スタート時にですね、外部委託数というのは拡充していません。教育現場では、指導者が確保できず、新入部員の受入れを停止し、現在の2、3年生が卒業すれば自動的に廃部になるという、廃部が決定した部活動が存在していると仄聞しています。

山田中学校では、そういった部活が二つありますので、吹田市全域でも多くあるのではないのでしょうか。

現在、市内中学校において、このように将来的な廃部が決定した部活動は具体的に幾つ存在しますか。

また、部活動の廃部が決定したことについて、影響を受ける生徒からの声は学校や教育委員会に上がっていないのでしょうか。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 現時点で、将来的に廃部が決定している部活動数は、3部活でございます。

部活動の廃部が決定したことにより、当該校に対して一部の生徒や保護者から、存続を希望する声が届いていると報告を受けております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 生徒数が大きく減少しているわけではないですが、この令和8年度ですね、廃部が続き、また、将来の廃部もあるわけで、存続を求める声ですね、教育委員会等にも届いていると、このような状態をですね、無視することはやっぱりできません。外部委託整備が追いつかずですね、新入生がやりたい部活に入れないという機会の剥奪が既に起きていると思っております。

このような状況となった最大の原因は何だと考えますか。また、把握した中でどのように対策を打ちましたか。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 外部委託につきましては、教員の異動等により存続が危ぶまれる部活動を対象に進めておりますが、指導が可能な教員に頼るという部活動の仕組の中で、大きな要因といたしましては、教員の働き方改革の視点に加え、部活動が教員のボランティア的な献身の上に成り立っていたこれまでの仕組そのものが、時代の変化に伴い、限界を迎えているものと認識しております。

市教育委員会といたしましては、各校の指導体制を充実させるため、専門的な知識を有する部活動指導員の活用を推進するなど、支援策を講じております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 外部委託の指導員と部活動指導員ですね、で市内の部活環境を請け負うというようなことですが、部活動指導員、現在も六、七名だったように覚えています。

また、外部委託指導員についてですが、実際の委託先である事業者の求人情報を見ますと、週1回、2時間からオーケー、隙間時間を有効活用といった

募集をしており、指導者を求める、集めるのに極めて苦慮している実態があると思います。

また、求人の内容から、スポーツ指導者の有資格者であることが必須というわけではありません。国の調査でも、地域クラブが受皿となる場合の最大の課題として、指導者の確保が挙げられていますが、指導者不足や質の問題に対し、委託先業者と連携を図り、対応いただいていることには感謝をいたしますが、心配であることには変わりません。

教育長は、過去の部活動に関する答弁で、教育的意義を大切にすると明言されていきました。廃部が続き、質が確実に担保されていない今の状況が、子供たちにとって最良の環境と言えるのでしょうか。見解を伺います。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 全国的に指導者の確保が課題となっている中、本市の委託事業者は種目の競技等経験者を指導者の条件として採用し、必要な研修を実施した上で配置しております。

地域人材の活用が叫ばれる中、部活動が持つ教育的意義は極めて大きいものと認識しております。引き続き、委託事業者に対して、質の高い指導者の確保と教育的意義を踏まえた指導力の向上を求めています。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 部活動で学ぶことだったり、本当に多いと思います。その経験が今に、私もつながっているのかなと思っております、これは私だけでなく、ここにいるほとんどの皆さんがそうかなと思います。そういった部活動での経験があり、スポーツ文化、今に関わっていると思っております、こういった状況がですね、将来のスポーツや文化の環境の衰退につながるのではないかと感じています。

この状況を最も現実的で即効性のある解決策に、やはり、意欲のある専門性を持った教職員の活用を要望します。指導者不足に伴い、質の高い指導ができる現場の力を活用すべきです。

日本スポーツ協会 の調査によれば、兼職兼業の許可を得て自身が指導したいと希望する熱意ある教員が約2割も存在しています。本市にも教職員アンケートから、3割近く、部活動指導に意欲がある、必要だと感じている教職員が存在していることが、これが推察できます。国も最新のガイドラインで、指導を希望する教員が円滑に兼職兼業できるようルール整備を求めており、府内では大阪狭山市など、既にガイドラインに、教職員の兼職兼業の項目を設け、ルールを明文化しています。

指導者不足による学ぶ機会の損失を防ぎ、確実な指導体制を構築するため、部活動指導に意欲のある教職員が正当な指導を継続できるよう、早期の兼職兼業ルールの整備を求めます。教育長に答弁を求めます。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

令和3年（2021年）2月17日付文部科学省通知では、教員が学校部活動として行う指導は教職調整額の支給対象となる業務であるとされており、教員が部活動指導として報酬を得る場合には、教職調整額と兼職兼業による報酬とを重ねて受け取ってはいないという適正な整理を行うことが求められます。

そのため、部活動指導を教員の勤務の枠組から切り離すことが必要であり、引き続き国、府の動向に注視するとともに、部活動への教員の効果的かつ適切な関わり方について検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 学校教育の一環として行われる部活動、異年齢との交流の中で生徒自身の人間関係の構築を図り、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めるなど、教育的意義が極めて高いものであることは、先ほど担当から御答弁申し上げたとおりでございます。

全国的に地域展開が模索される中、本市においては教育的意義にも重点を置き、これまでの部活動の枠組みを残したまま外部委託を行うこととしており、引き続き、教員の働き方改革に取り組みながら、生

徒の心身の成長が担保される、新たな形の部活動の構築を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 その新たな形の部活動の構築は、非常に期待するところですし、何て言うんですかね、教職員の方々の部活に意欲のある方々をどうにか現場でというふうに思いも、聞いてはいるところなんです、やっぱり実現というのが非常に難しいんじゃないかなとも思っています。部活動、答弁にもありましたが、部活動指導員を教員の勤務の枠組みから切り離すことが必要ということですが、現在の外部委託の制度のままでは意欲ある教職員が部活動の指導ができないというような状況になっているように思います。

言われていました教職調整額、これは文科省が定めるものと、兼職兼業による報酬、厚労省の定めるものの、この整理が必要ということなんですけど、どちらかが法改正をしないと、このままでは進まないように思います。この報酬の二重取りとならない制度づくりというのが本当に肝だと思っていて、これを解決して、できれば、新たな部活動の制度設計というのを求めているんです。

今からですね、50年前、部活動が我々の知る体制になり始めた頃、教員の負担増加等が理由で、部活動を社会体育課、地域移行にしようとした動きが国でもありました。当時、受皿がないことや、事故などの責任等のことが話に上がり、部活動が学校に戻ってきたという経緯があります。過去にも似たような事例がやっぱりあったわけです。

現在は教職員の負担に加えて、全国では子供たちが少なくなったことで、部活動の参加者の不足も部活動の地域展開の理由になっておりますが、本市は生徒数はまだ横ばいで、部活動のニーズも高いと感じています。

この中でですね、外部委託を選び、部活動を残したこと、これは本当にありがたいことだと思っています。しかし、その外部委託の制度がですね、意欲ある教職員の活用ができないというのも、ここはど

うにかしていただきたいです。教育長も言われるように、教育的意義の言葉もありますが、国もですね、この部活動の教育的意義の継承というのをガイドラインでも明確に求めており、意欲ある教職員の円滑な兼職兼業というのを推進するよう明記されています。どうにかですね、意欲があり、専門性を持つ教職員が部活指導ができ、そして、生徒にとっても、教員にとっても最良の部活環境をですね、整備していただくことを求めて、次の質問に移ります。

岸部北住宅跡地の売却益について質問します。

令和8年5月に大阪府土地開発公社と売買契約が成立し、同月27日には旧市営岸部北住宅跡地の売却代金として約4億3,000万円が市に入金されました。

現在、住宅政策室では、この多額の売却益について、来年2月の補正予算において市営住宅整備基金へ積み立てる予定とお聞きしています。

目を外に向ければですね、日本銀行の金融政策決定会合において継続的な利上げが議論されるなど、現在は明確に金利が上昇傾向にあります。

5月に入金された約4億3,000万円を来年3月末まで一般会計に置いたままにしておくことは、この金利上昇の恩恵を受けられず、本来得られるはずの運用益を逃しているのではないのでしょうか。

現在の政策金利である0.75%を前提にすると、単純計算で1年間の運用益は約200万円以上にも上ります。

ここで提案です。早期に補正予算を組み、一般会計から基金へ積立てを行うことで、基金の運用から利益を得ることができると考えます。市全体の資金繰りに影響のない範囲を見極めた上で、数か月であっても元本割れのリスクのない預金等で確実に運用すれば、現在の金利水準から考えても数百万円の規模の財源確保につながります。

そして、例えば、得られた財源を住宅の入居者を募集する際の在庫空き家の改修費用の一部に活用してはいかがでしょうか。具体的に、その改修費については予算上1件平均60万円、年間で40件が計上されています。利益をただ眠らせるのではなく、少しでも財源の確保に努め、それを具体的な市民サービスへ還元することを提案しますが、担当課の考えを

お示してください

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 岸部北住宅跡地の売却益につきましては、近い将来、老朽化が進む市営住宅の建て替えに多額の費用が必要となることから、市営住宅整備基金に積み立て、債券購入等による運用益も含め、その財源を確保してまいりたいと考えております。

このため、今回の売却益は、本年5月末に入金があったことから、次期9月定例会に補正予算を提案し、市営住宅整備基金に積み立てる予定としております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 ありがとうございます。9月定例会での提案になることを、よろしく願います。

次の質問に移ります。

コミュニティスクール導入による教育環境の充実と財源確保についてです。

私がですね、この質問をするに至った経緯は、長年、本市で取り組まれています太陽の広場について学んだことがきっかけです。

まず、本市の太陽の広場は、長年地域ボランティアであるフレンドの皆様の献身的な御尽力によって支えられてきました。市は令和6年度、約20年間据え置かれていました謝礼金単価を824円から1,000円にようやく引き上げ、さらに山田第一小学校など市内2校を民間委託のモデル事業をスタートさせました。

しかし、その民間委託は他校へ拡大されることなく、モデル事業を終え、直営へ戻る形となりました。

私が問題提起したいのは、この地域に不可欠な事業の財源についてです。令和8年度から、この事業費の財源に大きな変化が生じています。これまで得られていた国からの補助金が外れ、100%吹田市の持ち出しとなったことです。

その決定的な理由が、本市がコミュニティスクー

ル、以下、CSと言わせてもらいます、を導入していないことにあります。そもそもこのCS、法定の学校運営協議会とは、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みです。不登校問題や教員の働き方改革など、学校単独では解決できない課題に対し、地域と学校が目標を共有し、総がかりで対応するための基盤となるもので、今や全国の小・中学校の6割以上が導入をしている公立学校の全国標準の制度です。

国は、このCSの導入を強力に後押しするため、補助金の要件をCSを導入、または導入計画を有することと厳格化しました。本市はそれに満たないため、太陽の広場事業に対する国の補助、財源を失っていると聞いています。

CSが持つ本来の教育的意義と本市の現状を加味しながら、教育環境を充実させ、かつ国の財源をしっかりと確保し、持続可能な次世代づくりを進めていくために、まずは現状の確認から伺います。

太陽の広場等に係る令和7年度の事業費と補助額をお示してください。

国の補助対象から外れた理由について、市はどのように認識しているのかお示ください。

○橋本 潤議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 太陽の広場等に関連する令和7年度（2025年度）の事業費につきましては、総額が約3,401万円であり、そのうち、国からの補助金の交付額は約652万円でございます。

本年度から、国のコミュニティスクールに係る補助要件が厳格化されたことで、補助対象外になったと認識しておりますが、引き続き、太陽の広場等の事業により、放課後などにおける子供たちの安心・安全な居場所を、地域の皆様の御助力を得ながら提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 本市は、CSの導入計画をつくらないという判断によって、太陽の広場等の活動や地域コーディネーターの配置に使えるはずだった約650万円ですかね、もの国の財源を自ら手放し、

全額市の単独予算で対応したわけです。財政的損失とも言えるのではないのでしょうか。

第3期教育ビジョンのパブリックコメントにおいて、市はCS導入について、現在、地域教育協議会が地域学校協働本部として活動しているため、CS制度については引き続き仕組みの構築等を検討していくと、事実上の先送りをしています。

また、これまでの本市の各学校に、学校評議員がいらっしゃるということも、導入に踏み切らない理由になっているようにもお見受けします。

しかし、引き続き検討すると先送りにしている間に、失っているのは財源だけではありません。本市でも不登校児童・生徒が増加し、教員の働き方改革が喫緊の課題となっています。文科省のデータによれば、CSを導入し、地域と目標を共有した学校では、業務の棚卸しが進み、教員の超過勤務が減少したという明確な成果が出ています。こちらこそがCSの本質的な恩恵です。財源面でも教育的意義でも、やらない理由はないはずです。

全国で6割の学校が導入し、もはや全国標準となっている中、吹田市はいまだ導入されていません。既存の地域教育協議会や学校評議員があることを理由にされていますが、だからこそ国は、既存の学校評議員などをベースにして、権限と責任を持つ合議体であるCS、学校運営協議会へ発展・移行することを強く推奨しています。

いまだ導入に踏み切れない、または導入しない理由は何なのでしょう。市の見解を伺います。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 コミュニティスクールは、地域とともにある学校づくりを推進し、学校と保護者、地域が一体となって子供たちを育み、成長を支えることに大きな意義があるものと認識しております。

本市におきましては、地域教育協議会や学校評議員制度などを基盤に、学校運営に保護者や地域の意見を反映する取組を進めており、地域とともにある学校づくりの目的は、一定程度実現できているものと認識しております。

一方で、コミュニティスクールの導入につきましては、既存組織、制度との役割の整理や地域の理解、

教員の負担とならない仕組みの構築、新たに発生する費用負担など、検討すべき課題が多くございます。

本市といたしましては、制度の導入ありきではなく、まずは現在の体制をより充実させ、地域とともに子供たちを育むという本質的な課題と着実に向き合っておりまいます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 現在御尽力いただいている地域教育協議会や学校評議員の皆様の活動は、本市にとってかけがえのない財産です。この長年培ってきたそのすばらしい信頼関係や活動を土台にするからこそ、地方教育行政法に基づき明確なルールを定め、教職員も地域の方々もより安心して活動できる、透明で安全な仕組みへとアップデートさせるときではないかと考えます。今すぐゼロから新しい組織を立ち上げると無理を言っているわけではありません。他市も既存の団体をベースに計画策定を進めていると聞いております。本市も次期計画等において既存の組織を生かした法定CS移行に向けた計画策定を行うなど、前向きに進めるべきではないでしょうか。

この導入に向けた計画をつくるだけでも、国の補助金の要件を満たすことができ、失っていた財源を復活させることもできます。これまでの地域の絆を大切に守りながら、財源を確保し、時代に合わせた体制づくりへ一歩を踏み出してほしいと思います。

教育長の見解を伺います。

○橋本 潤議長 教育長。

○植田 聡教育監 まずは、担当から御答弁申し上げます。

令和8年度（2026年度）の国補助金の要件を満たす導入計画は、令和10年度（2028年度）までに導入率40%以上となる具体的な計画とされており、導入に向けた数々の課題検討には時間を要するものと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 担当から答弁させていただきましたとおり、コミュニティスクールの導入には検討すべき課題も多くございます。本市におきましては、現在の取組、これを着実に推進するとともに、コミュニティスクールを含めた学校と地域、保護者の連携の在り方について、国や府の動向を注視しつつ、運用上の課題等、引き続き研究してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 この国の実績等からですね、このCS導入を義務づけられる可能性もあるかと思っています。そのときは現場のほうも混乱する可能性もありますので、本市でも応じたですね、CSの導入を望むことを意見として、質問を終わります。

○橋本 潤議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は6月15日（月曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後4時17分 散会）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	橋本潤	
吹田市議会議員	江口礼四郎	
吹田市議会議員	井上真佐美	
吹田市議会議員	竹村博之	